
芦屋町障害者計画

芦屋町障害福祉計画

(素案)

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害福祉に関する法整備等の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
6 計画の策定方法	7
第2章 町の障がいのある人を取り巻く現状と課題	8
1 統計データからみる芦屋町の現状	8
2 調査結果にみる現状	14
3 今後の障がいのある人への施策に関する重点課題	32

第2部 芦屋町障害者計画

第1章 計画の基本理念・施策の体系	37
1 基本理念	37
2 計画の基本方針／施策体系	38
3 重点施策	41
第2章 計画の展開	42
【基本方針1】障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会	42
【基本方針2】障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会	45
【基本方針3】障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会	49
【基本方針4】適切な教育・療育を受けられる社会	51
【基本方針5】安全・安心に暮らせる社会	54

第3部 芦屋町障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方	56
1 計画策定の方針	56
第2章 国の基本指針に基づく目標値の設定	57
第3章 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	63
1 障害福祉サービスの必要量の見込み	63
2 地域生活支援事業の必要量の見込み	73

第4部 計画の推進体制

第1章 計画の推進に向けて	79
第2章 計画の管理・評価	79

第 1 部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付け、ノーマライゼーション*とリハビリテーションの理念のもと、障害福祉施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約*」が採用する「社会モデル*」の考え方や「合理的配慮*」の概念を新たに取り入れています。

この障害者基本法に基づき、国では、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる集いに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを基本理念として、計画の目標に定めています。

また、この中で障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮*等を定めた「障害者差別解消法」（平成28年）や「改正障害者雇用促進法」（平成28年）、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」（平成24年）等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正（平成30年）や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成30年）は、地域共生社会*の実現に向けた取組を大きく進展しています。

本町においては、国の法制度に合わせ、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第3期芦屋町障害者計画」、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする「第6期芦屋町障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

この両計画の計画期間が令和6年3月に終了することから、新たな「第4期芦屋町障害者計画」「第7期芦屋町障害福祉計画」について、前計画の進捗状況やアンケート調査結果を検証し、国や県の動向を踏まえ策定しました。

※「障害」・「障がい」の表記について

本計画では、「障害」・「障がい」等の表記については、町が作成する公文書、啓発資料等において、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」・「障がい」と表記しています。ただし、法令、条例、要綱等に規定されている用語や福祉サービス名等については、「障害」の字を用いているところもあります。

***が付された用語の解説はP80より確認できます。**

2 障害福祉に関する法整備等の動向

我が国においては、平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行から、障害福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年には障害者権利条約が批准され、平成 28 年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障がいのある人に関する法律や制度は近年、変化しています。こうした制度や社会情勢等の変化に対応しつつ、本計画の実現を目指すため、関係団体や事業者などとのきめ細かな連携を図っていく必要があります。

●障害福祉に関する関連法の概要と新たな改正ポイント

関連法	概要及び新たな改正ポイント
障害者基本法	障がいのある人に対する施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とする法律。 平成 30 年からは、地域生活の支援として、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。 また、令和 4 年の改正により、障がい者本人が就労先や働き方に関するより良い選択ができるよう「就労選択支援」という制度が創設され、令和 6 年度からサービスが開始されます。
児童福祉法	児童の福祉に関する基本原則を定めた法律。同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。
障害者虐待防止法	平成 24 年に施行された、障がいのある人に対する虐待を防止し、その権利や尊厳を守ることにより、障がいのある人の自立及び社会参加を促すことを目的とした法律。
障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用の促進を図ることを目的とした法律。平成 28 年の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や、合理的配慮*の提供義務が示されました。以後、法定雇用率*が令和 6 年 4 月から段階的に引き上げられます。
障害者差別解消法	平成 28 年に施行された、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から事業者による障がいのある人への合理的配慮*の提供が義務化されます。 本町では、「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、不当な差別的な取扱いの禁止や合理的配慮*の提供をめざすまちづくりを推進しています。

関連法	概要及び新たな改正ポイント
障害者優先調達推進法	平成 25 年に施行された、障がい者就労施設で就労する障がいのある人や、在宅で就業する障がいのある人の経済的な自立に向けて、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。
発達障害者支援法	平成 17 年に施行された、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための法律。
難病の患者に対する医療等に関する法律	平成 27 年に施行された、難病*の患者に対する医療等に関する法律。新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されました。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	法改正が平成 30 年に公布され、旅客施設、特定建設物、建築物特定施設などについて、高齢者や障がいのある人等が移動等を円滑に行うための基準が定められました。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	令和 4 年に施行された、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年に施行された、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律。
読書バリアフリー法	令和元年に施行された、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備を自治体の責務とする法律。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会*の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年に成立しました。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

●芦屋町障害者計画

・障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本計画（市町村障害者計画）です。

●芦屋町障害福祉計画

・障害者総合支援法第 88 条に基づく、「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく、「市町村障害児福祉計画」を一体としたものです。

(2) 町の関連計画等との関係

本計画は、「第 6 次芦屋町総合振興計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」の部門別計画であり、福祉分野の計画をはじめとする町の様々な計画及び国・県の策定する計画等と整合性を図った上で策定を行いました。

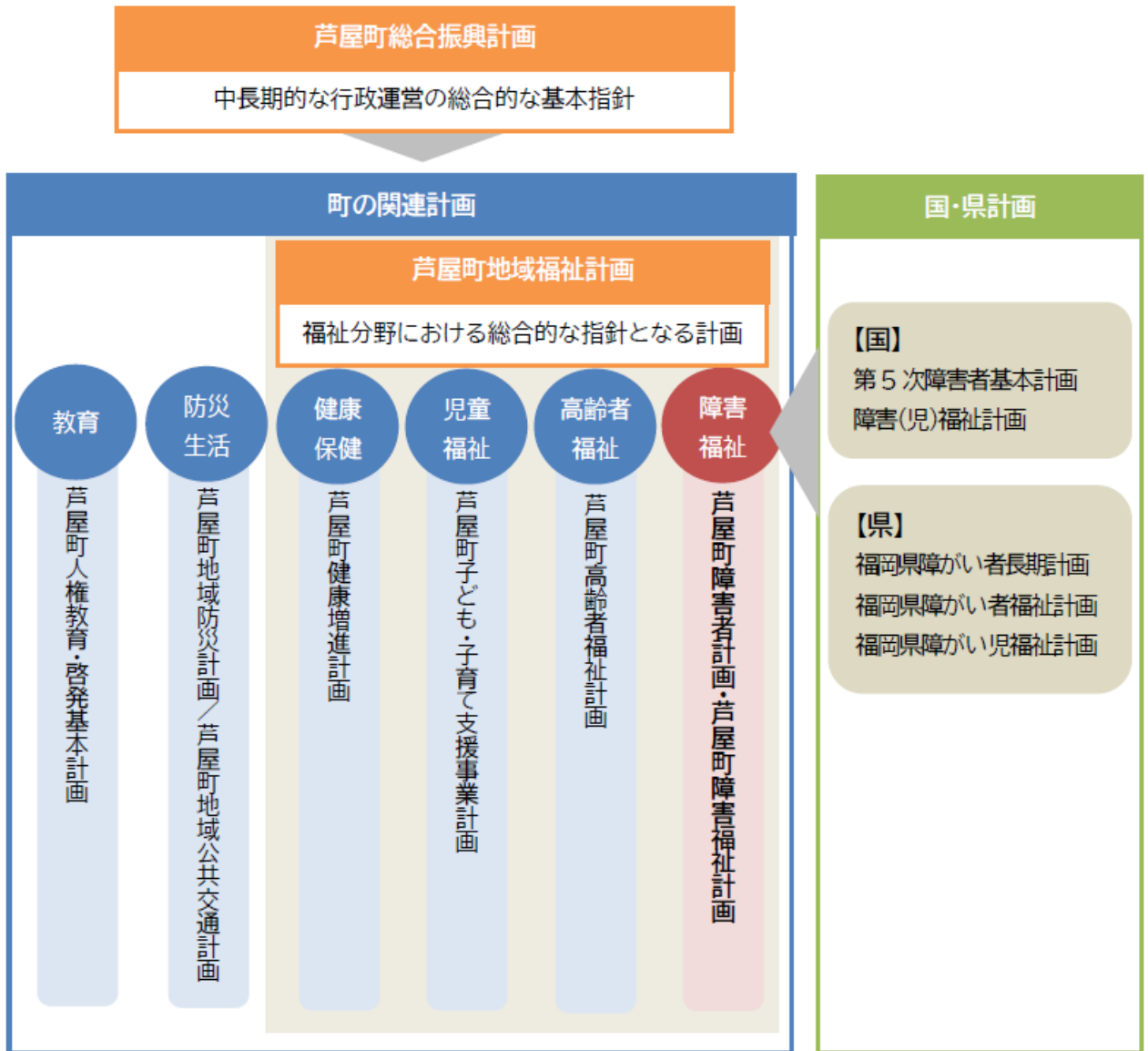
また、本計画では、誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs* の理念を踏まえ、各施策に関連する SDGs* を示し、町の実情に応じた SDGs* の目標を取り入れた持続可能な社会づくりをめざしていきます。

SDGs とは

SDGs とは、2015（平成 27）年の国連サミットにおいて採択されたもので、「持続可能な開発目標」として、貧困や飢餓、気候変動や平和など広範な分野にわたって 17 の目標が設定されています。本計画に示す障害福祉に関連する SDGs の取組としては、「3. すべての人に健康と福祉を」「10. 人や国の不平等をなくそう」といった目標があげられます。



■ 町の計画及び国・県の計画との関連性



4 計画の対象

本計画における「障がいのある人」は、障害者基本法に基づき、次の通りに定義しています。

ただし、障がいのある人が地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本町に住むすべての人を計画の対象とします。

障がいのある人の定義（障害者基本法第2条）

障害者とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

5 計画の期間

「第4期芦屋町障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。また、「第7期芦屋町障害福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

【計画の期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3期芦屋町障害者計画 (平成30年度～令和5年度)						第4期芦屋町障害者計画 (令和6年度～令和11年度)					
第5期芦屋町 障害福祉計画 (平成30年度～令和2年度)		第6期芦屋町 障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期芦屋町 障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		第8期芦屋町 障害福祉計画 (令和9年度～令和11年度)				

※「障害福祉計画」は、「障害児福祉計画」の内容を含んでいます。

6 計画の策定方法

(1) 障がい者手帳所持者に対するアンケート調査

本計画の策定にあたり、障がい者手帳所持者を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	町内在住の障がい者手帳をお持ちの方全員（792人）
調査方法	郵送による配布・回収（調査票記載のインターネットでの回答を含む）
調査期間	令和5年1月30日～2月20日
回収数（率）	398人（50.3%）

(2) 団体アンケート・ヒアリング調査

地域の中で障がい者福祉に関する様々な活動に取り組んでいる団体や事業所等に対し、本町における障がい福祉の現状や課題、今後必要な取組等について聞き取りによる意見聴取を行いました。

調査対象	(関係団体) ・芦屋町特別支援親の会 ・芦屋町身体障害者福祉協議会 ・芦屋町手をつなぐ親の会 ・社会福祉法人はまゆう福祉会 はまゆう家族会 (事業所等) ・芦屋町社会福祉協議会（ヘルパーステーション、特定相談支援事業） ・障がい福祉サービス事業所 みどり園
調査方法	アンケート調査による意見収集 アンケート調査結果に基づく対面によるヒアリング調査
調査期間	令和5年2月20日～3月20日

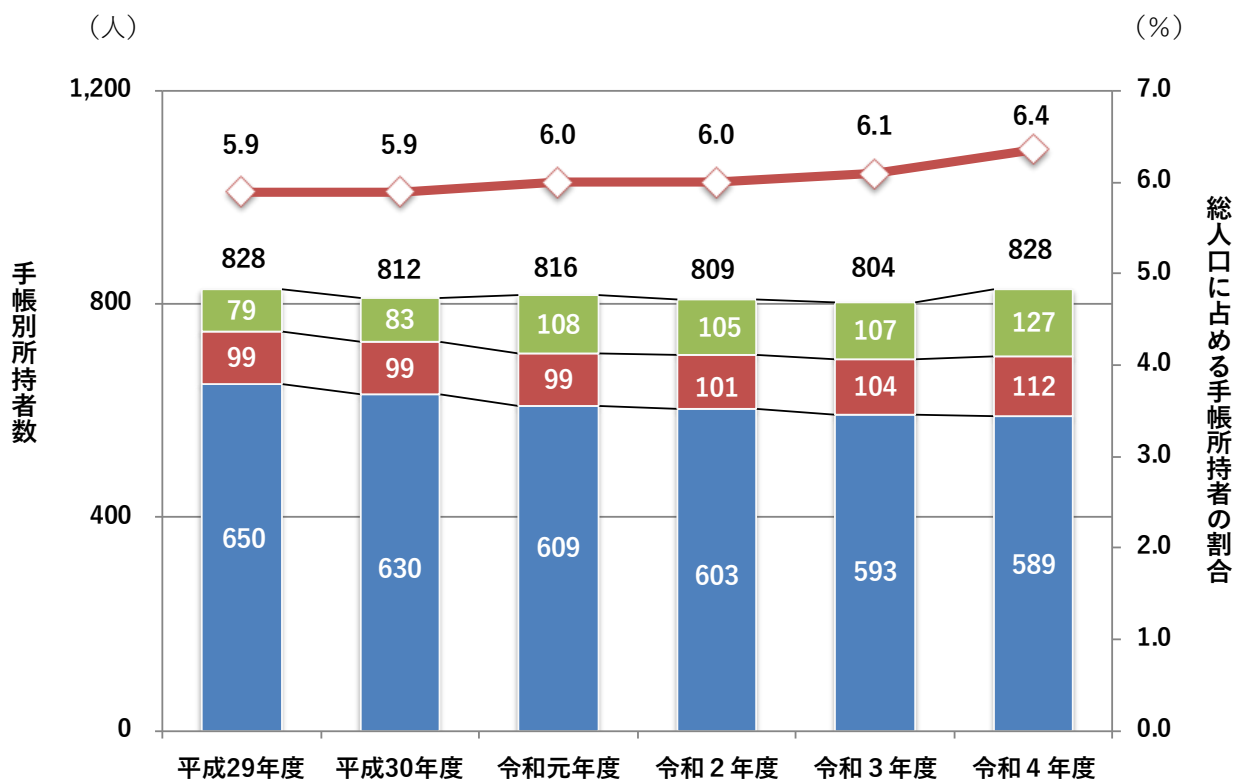
(3) 芦屋町障害福祉計画推進委員会

「芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例」第3条に基づき、学識経験者、保健医療・福祉関係者、障がい者団体関係者等から構成される審議会です。町長からの諮問に基づき、本計画の策定について協議を行いました。

(2) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の内訳をみると、身体障害者手帳の所持者は年々減少しています。
一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は微増傾向となっています。

【手帳所持者数の推移】



■ 身体障害者手帳所持者数 (人) ■ 療育手帳所持者数 (人)
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人) ◆ 総人口に占める手帳所持者の割合 (%)

資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	650	630	609	603	593	589
総人口に占める割合 (%)	4.7	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5
療育手帳所持者数 (人)	99	99	99	101	104	112
総人口に占める割合 (%)	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)	79	83	108	105	107	127
総人口に占める割合 (%)	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	1.0
計 (人)	828	812	816	809	804	828
総人口に占める手帳所持者の割合 (%)	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.4

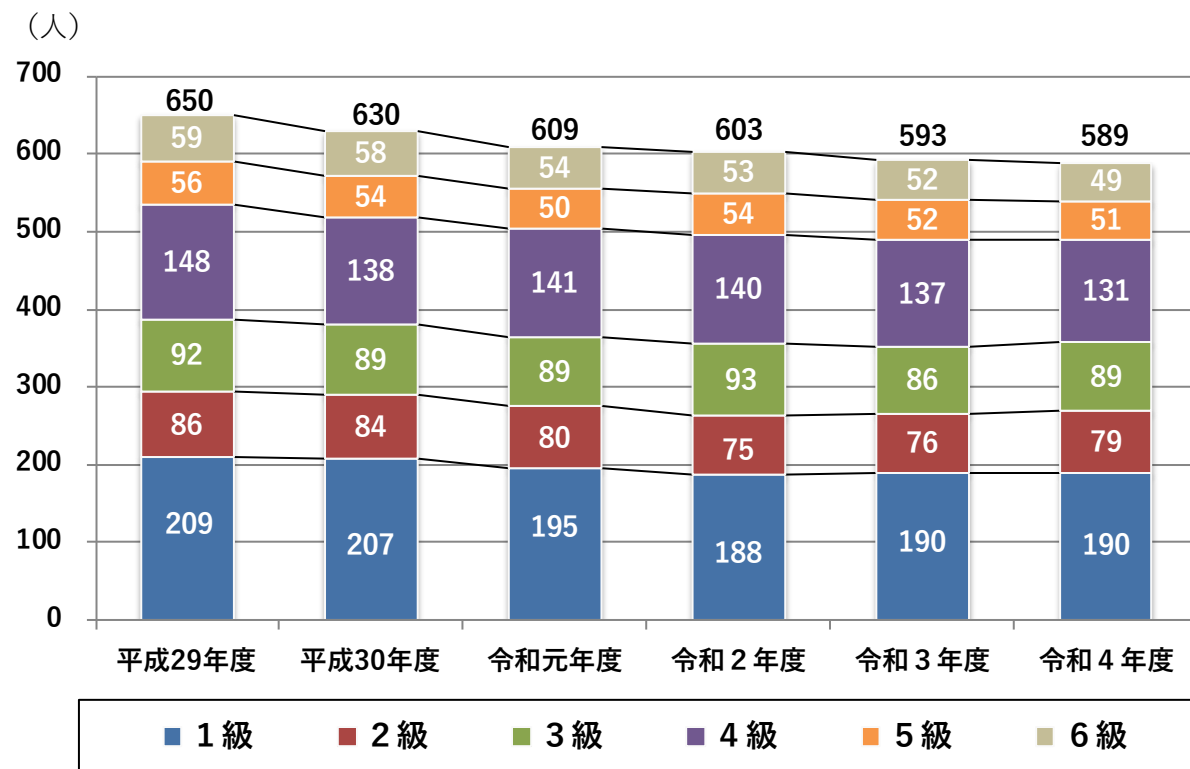
(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の等級別所持者数をみると、1級と4級の割合が高くなっています。

障がい部位別でみると、肢体不自由と内部障がいの人が全体のおよそ8割を占めています。

年齢別でみると、65歳以上が占める割合が7割以上となっており、近年、その割合に大きな変化はみられず、横ばいで推移しています。

【身体障害者手帳の等級別所持者数の推移】

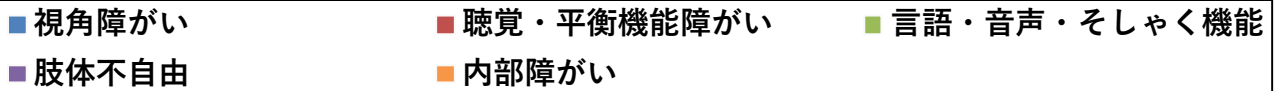
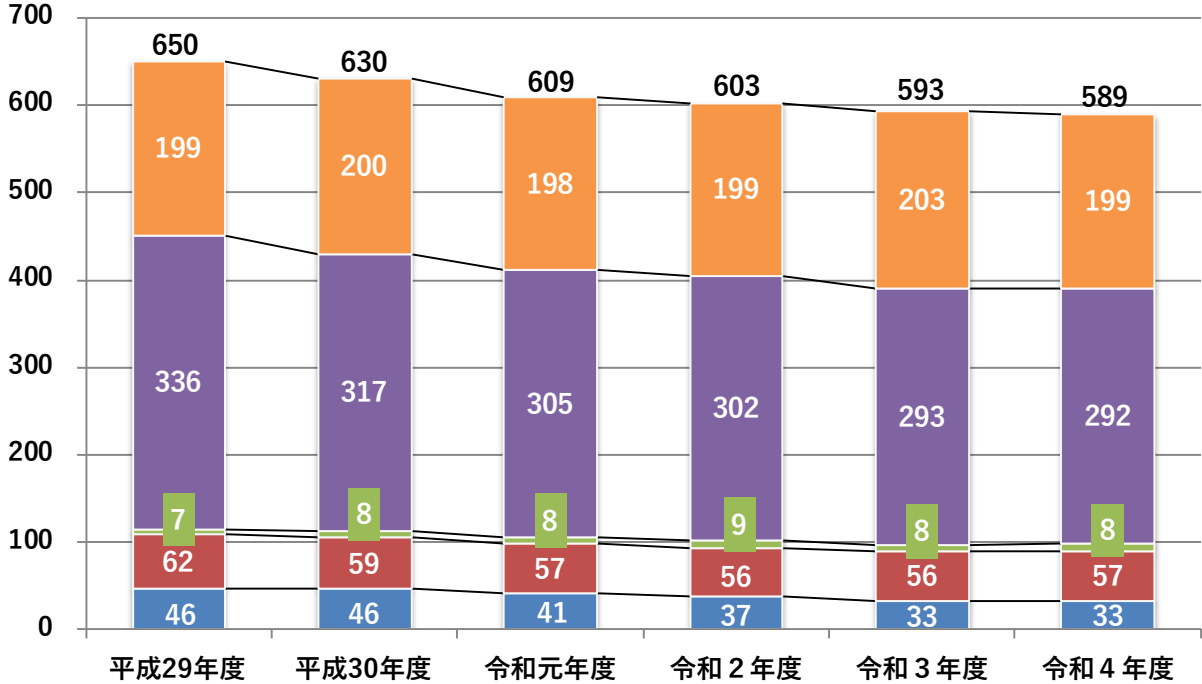


資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

身体障害者手帳の障がい等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの部位別に1級から6級の等級が定められており、等級は1級が最重度です。

【身体障害者手帳の障がい部位別所持者数の推移】

(人)

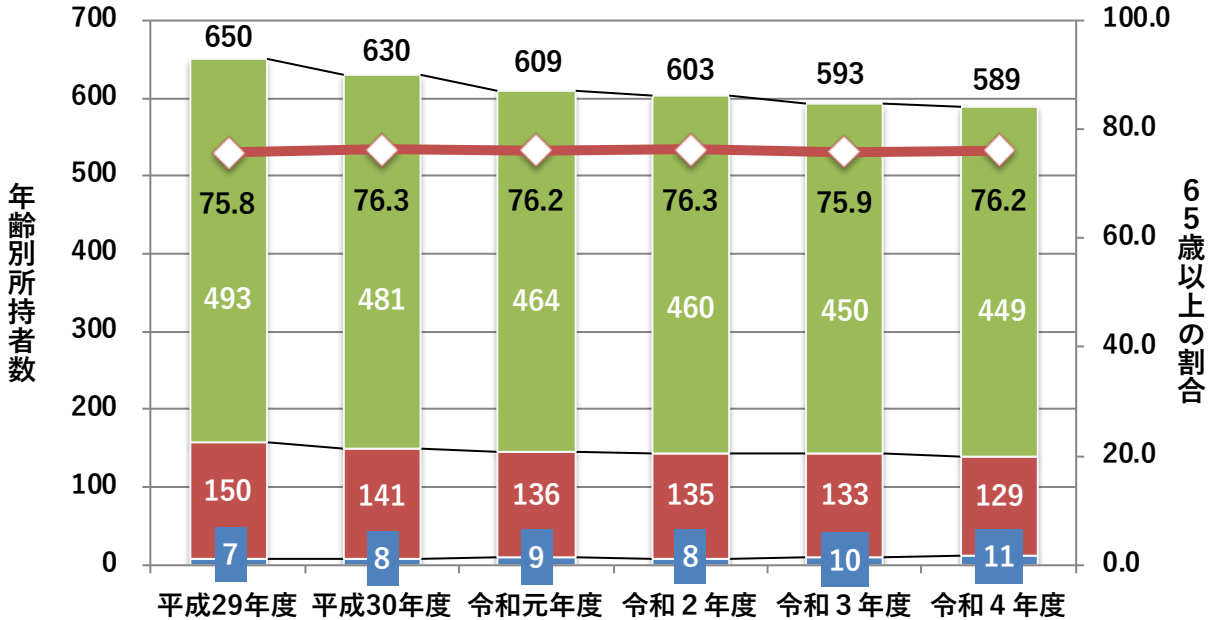


資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

【身体障害者手帳の年齢別所持者数及び65歳以上の割合の推移】

(人)

(%)

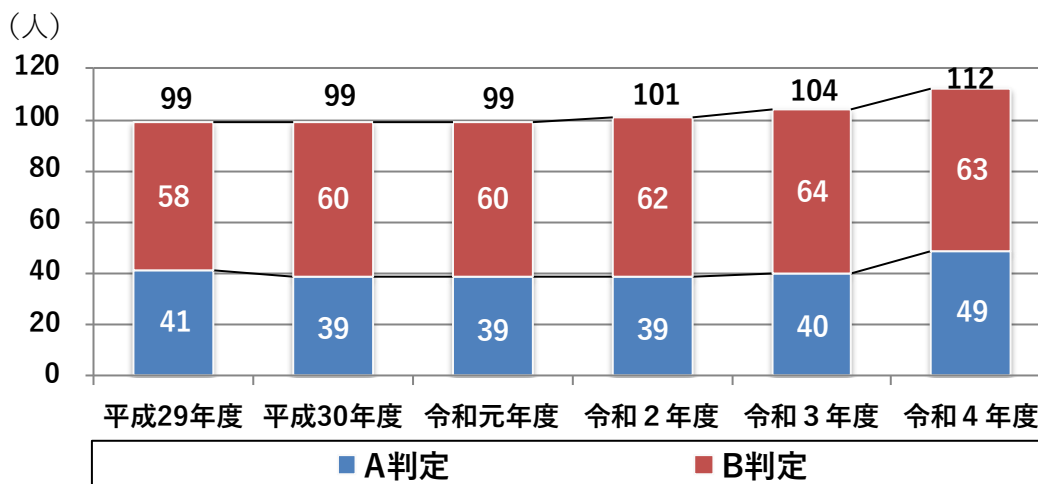


資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を判定別所持者数で見ると、A判定が令和4年度に増加しています。
年齢別で見ると、18歳以上の所持者が全体の8割以上を占めています。

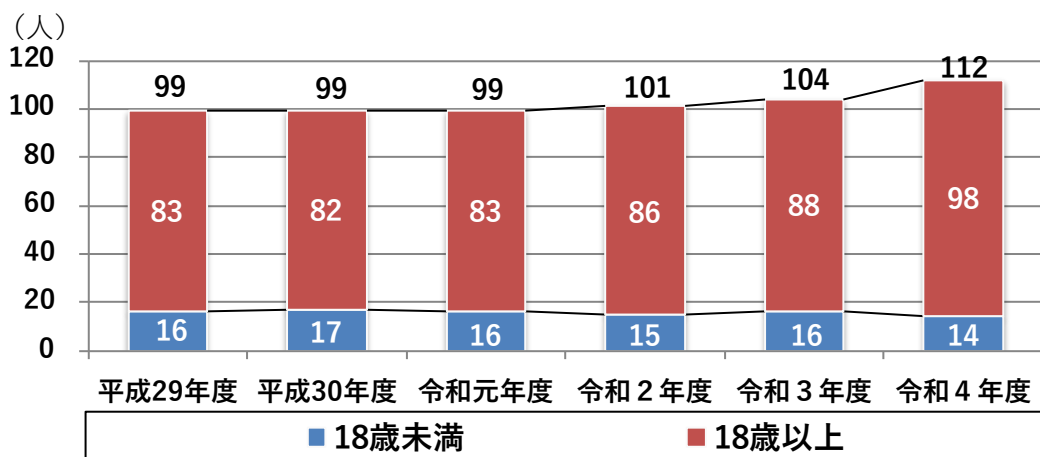
【等級別療育手帳所持者数の推移】



資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

療育手帳は、児童相談所又は障がい者更生相談所において知的障がいがあると判定された者に対し交付されるものです。判定は、重度がAで中度・軽度がBです。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



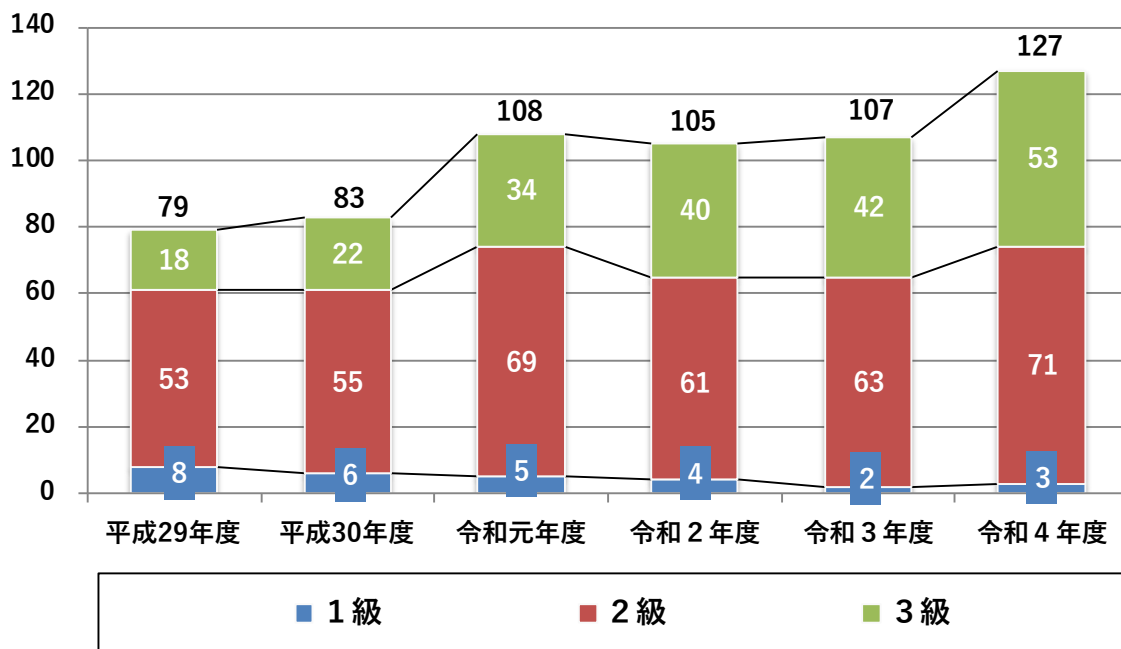
資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数でみると、3級の所持者数が増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(人)



資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

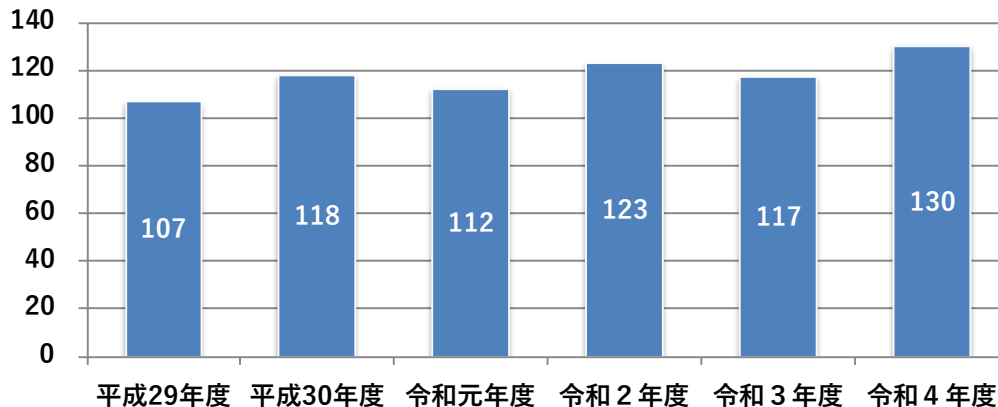
精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、精神障がいの状態にあると認められた者に対し交付されるものであり、等級は1級から3級で、1級が重度です。

(6) 特定医療費*（指定難病）受給の状況

特定医療費*（指定難病）受給者数は、横ばいで推移していましたが、令和4年度は130人に増加しています。

【特定医療費*（指定難病）受給者数の推移】

(人)



資料：芦屋町福祉課（各年度3月末現在）

2 調査結果にみる現状

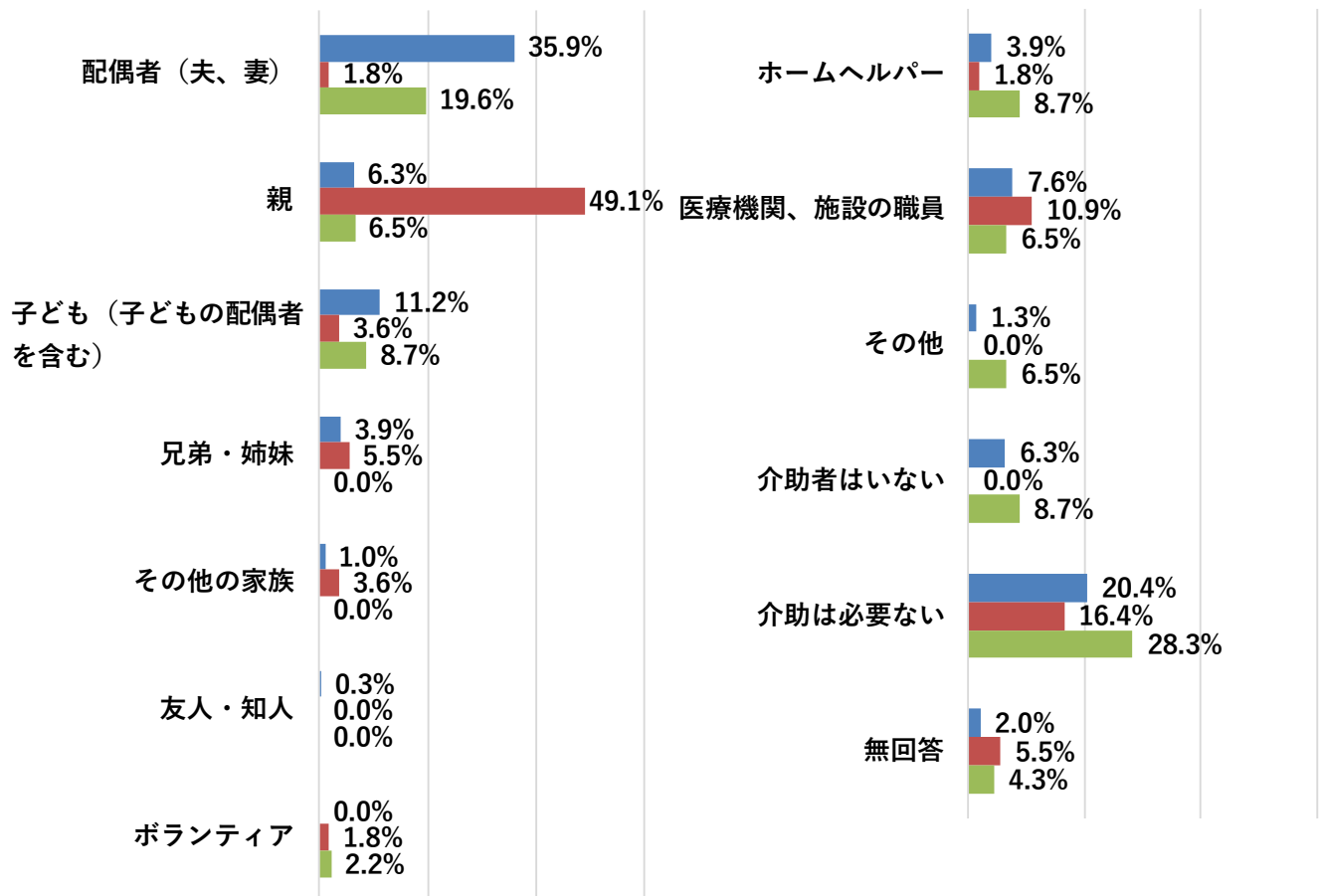
※ アンケート調査結果の詳細については、巻末の資料編にて記載予定

(1) 障がい者手帳所持者に対するアンケート調査結果の概要

①日常生活や介助の状況について

○【身の回りの世話をしている人】は、身体障害者手帳を持つ人では「配偶者」の割合が高く、療育手帳を持つ人では「親」の割合が高くなっています。また、精神障害者手帳を持つ人では、「介助は必要ない」の割合が高くなっています。

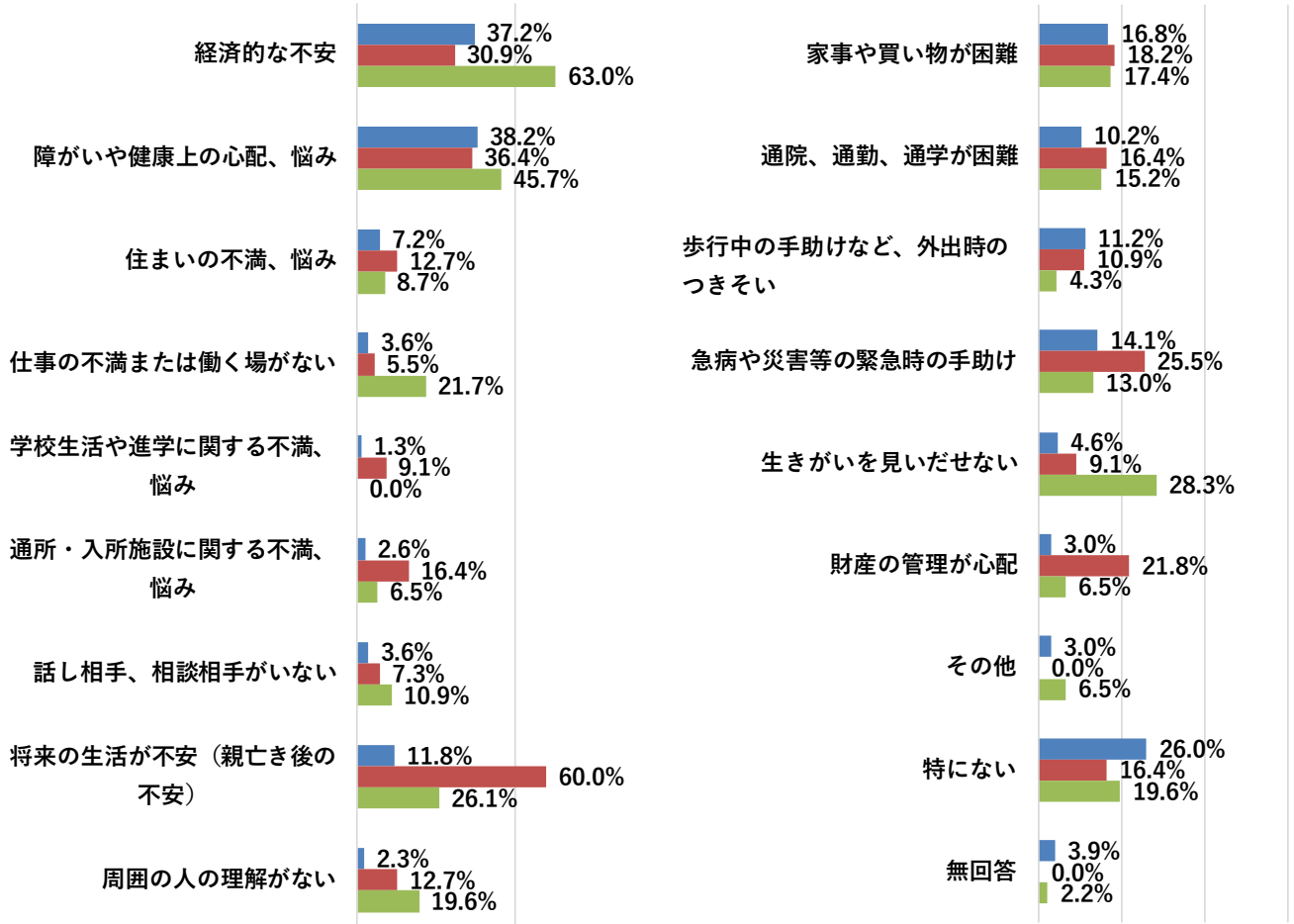
【身の回りの世話をしている人】



■ 身体障害者手帳 (調査数=304) ■ 療育手帳 (調査数=55) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (調査数=46)

○【現在の生活の困りごと】は、「**経済的な不安**」「**障がいや健康上の心配、悩み**」の2つが最も高くなっています。特に、精神障害者手帳を持つ人では、「**経済的な不安**」の割合が高くなっています。また、療育手帳を持つ人では、「**将来の生活が不安（親亡き後の不安）**」が60.0%と高くなっており、親亡き後の将来の生活への不安感が高いことがわかります。

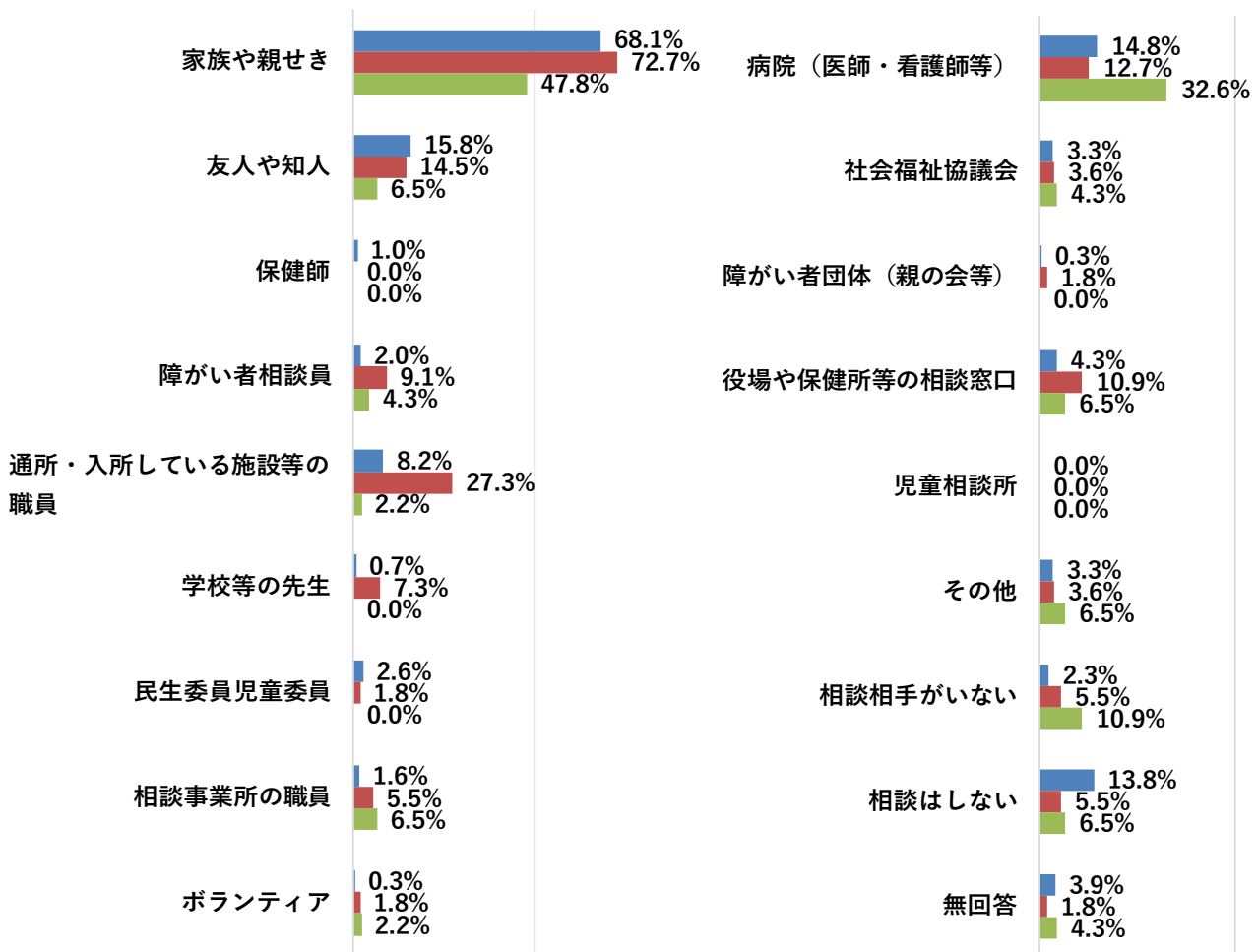
【現在の生活の困りごと（複数回答）】



■ 身体障害者手帳（調査数＝304） ■ 療育手帳（調査数＝55） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数＝46）

- 【現在の生活の困りごとや不安・悩みの相談先】は、「**家族や親せき**」が最も高くなっています。また、療育手帳を持つ人では、「**通所・入所している施設等の職員**」の割合が高く、精神障害者手帳を持つ人では、「**病院**」の割合が高くなっています。
- 「**役場や保健所等の相談窓口**」「**障がい者相談員**」「**相談事業所の職員**」など公的な相談先に関する回答は低い結果となっています。

【現在の生活の困りごとや不安・悩みの相談先（複数回答）】

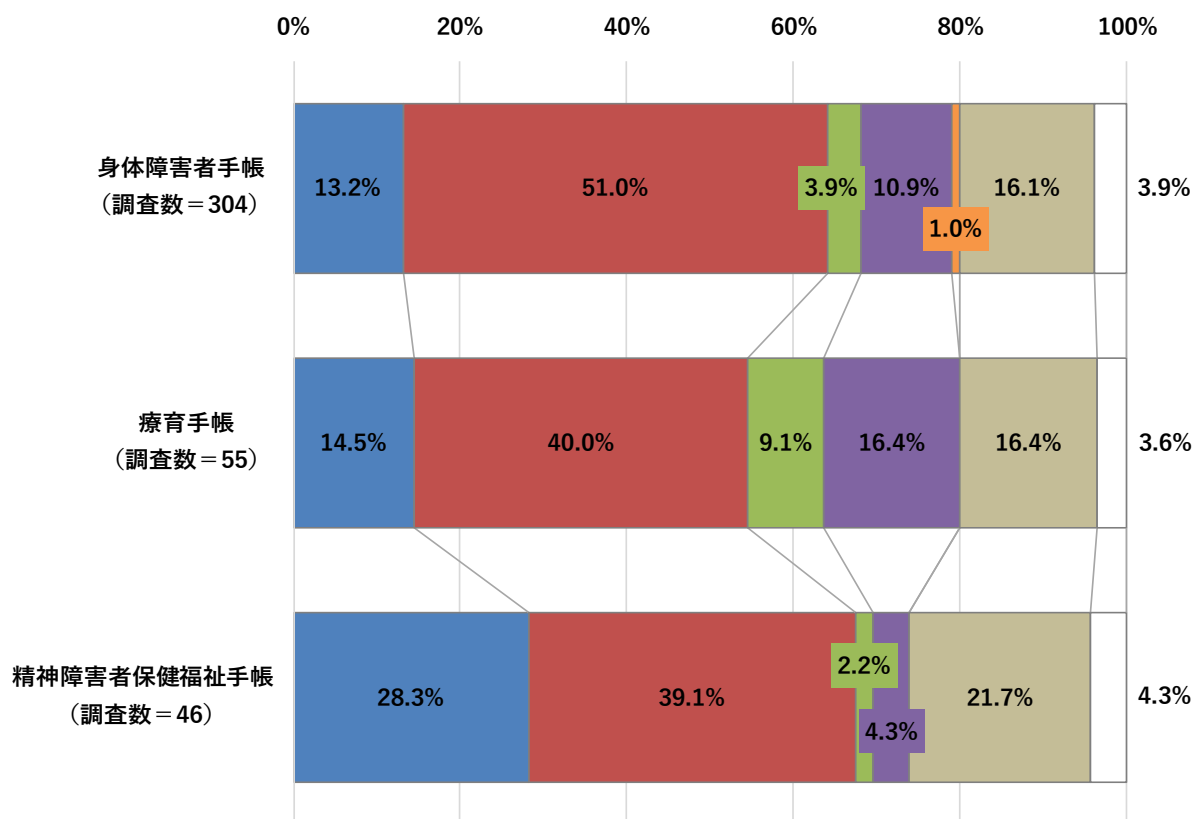


■ 身体障害者手帳（調査数＝304） ■ 療育手帳（調査数＝55） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数＝46）

③今後の暮らしについて

○【あなたの今後の暮らし】について、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、特に身体障害者手帳を持つ人では51.0%となっており、半数以上を占めています。

【あなたの今後の暮らし】

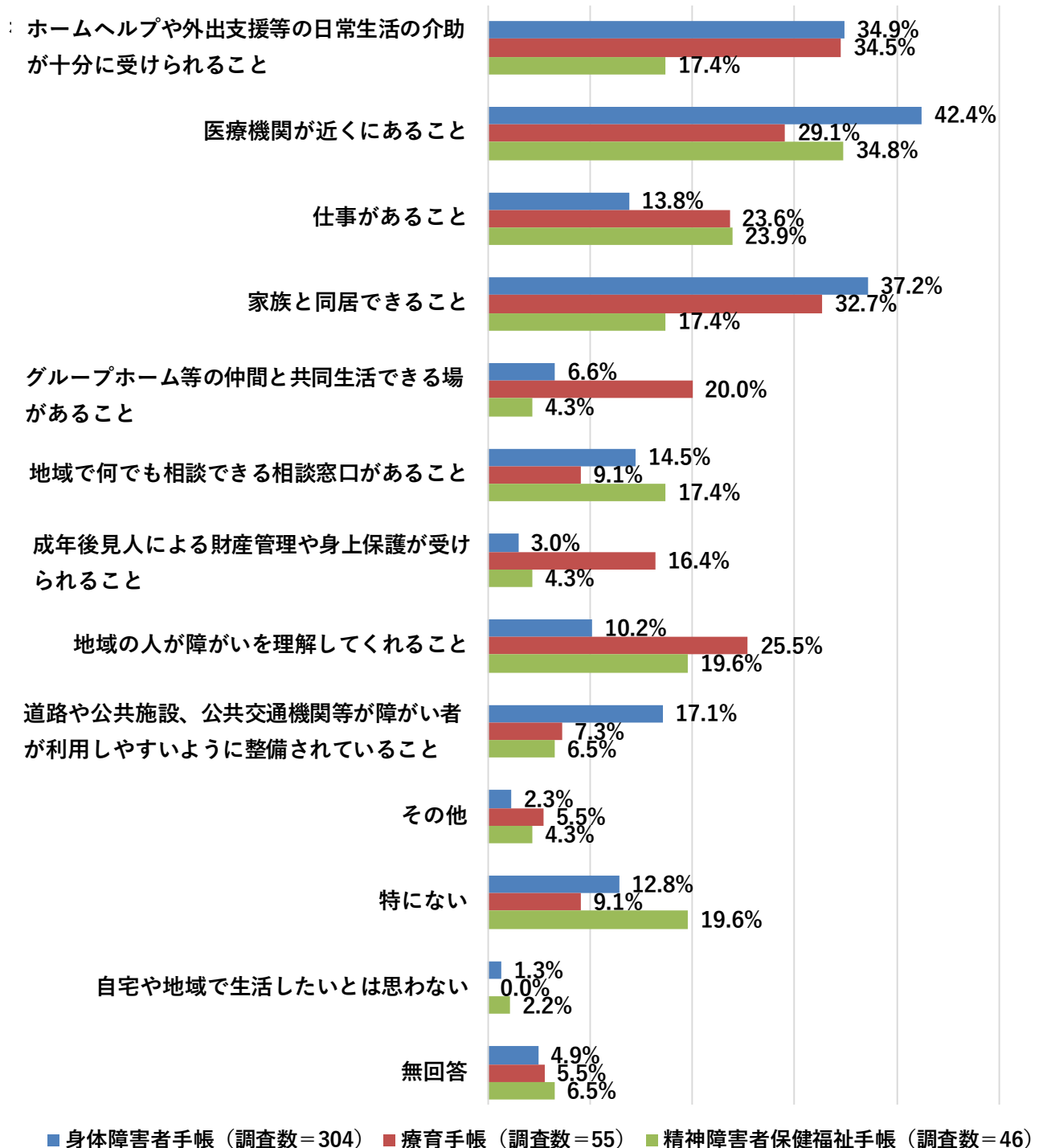


- 一人で暮らしたい
- 家族と一緒に暮らしたい
- グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい
- 福祉施設に入所したい
- その他
- わからない
- 無回答

○【自宅や地域で生活するために必要な環境や条件】は、「医療機関が近くにあること」「ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること」の割合が高くなっています。

○療育手帳、精神障害者手帳を持つ人では、「家族と同居できること」の割合が高くなっています。

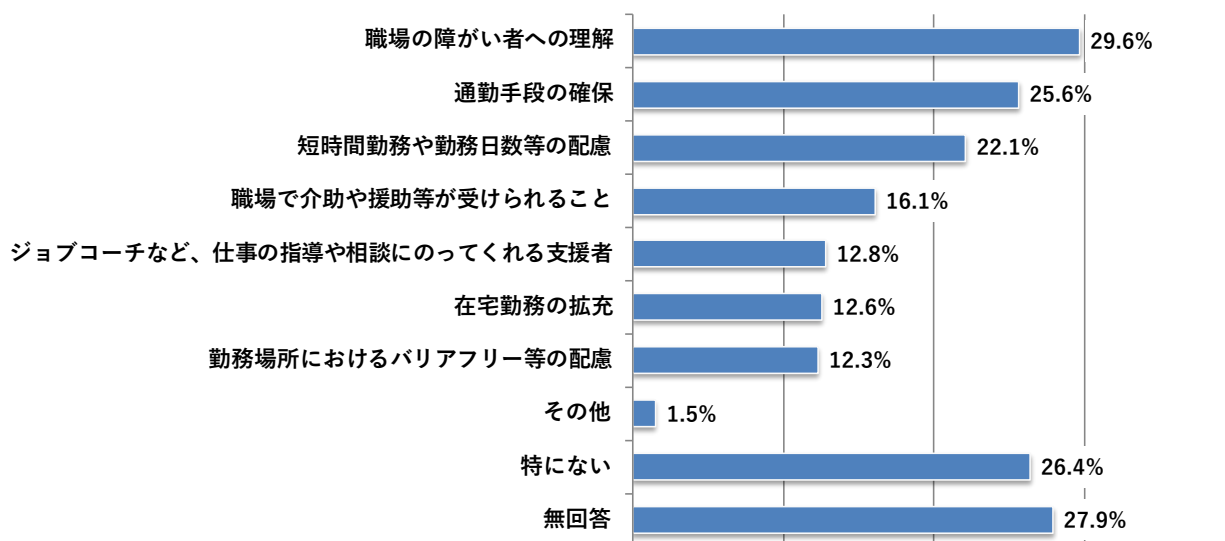
【自宅や地域で生活するために必要な環境や条件（複数回答）】



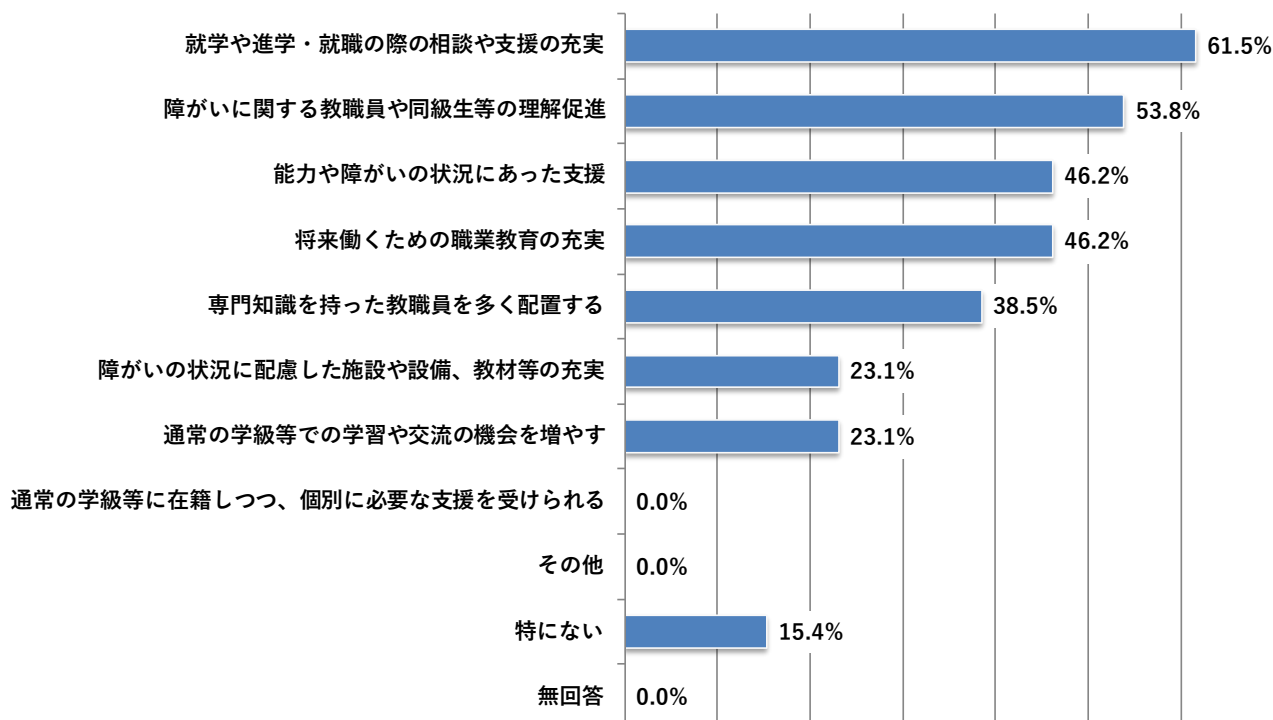
④仕事や通学・通園のことについて

- 【障がいのある人の就労支援に必要なこと】は、「職場の障がい者への理解」が最も高く、次いで「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」となっており、職場環境の改善が望まれます。
- 【学校に通っている回答者の保育・教育に関する要望】は、「就学や進学・就職の際の相談や支援の充実」が61.5%と最も高く、次いで、「障がいに関する教職員や同級生等の理解促進」となっています。

【障がいのある人の就労支援に必要なこと（複数回答）】（n=398）



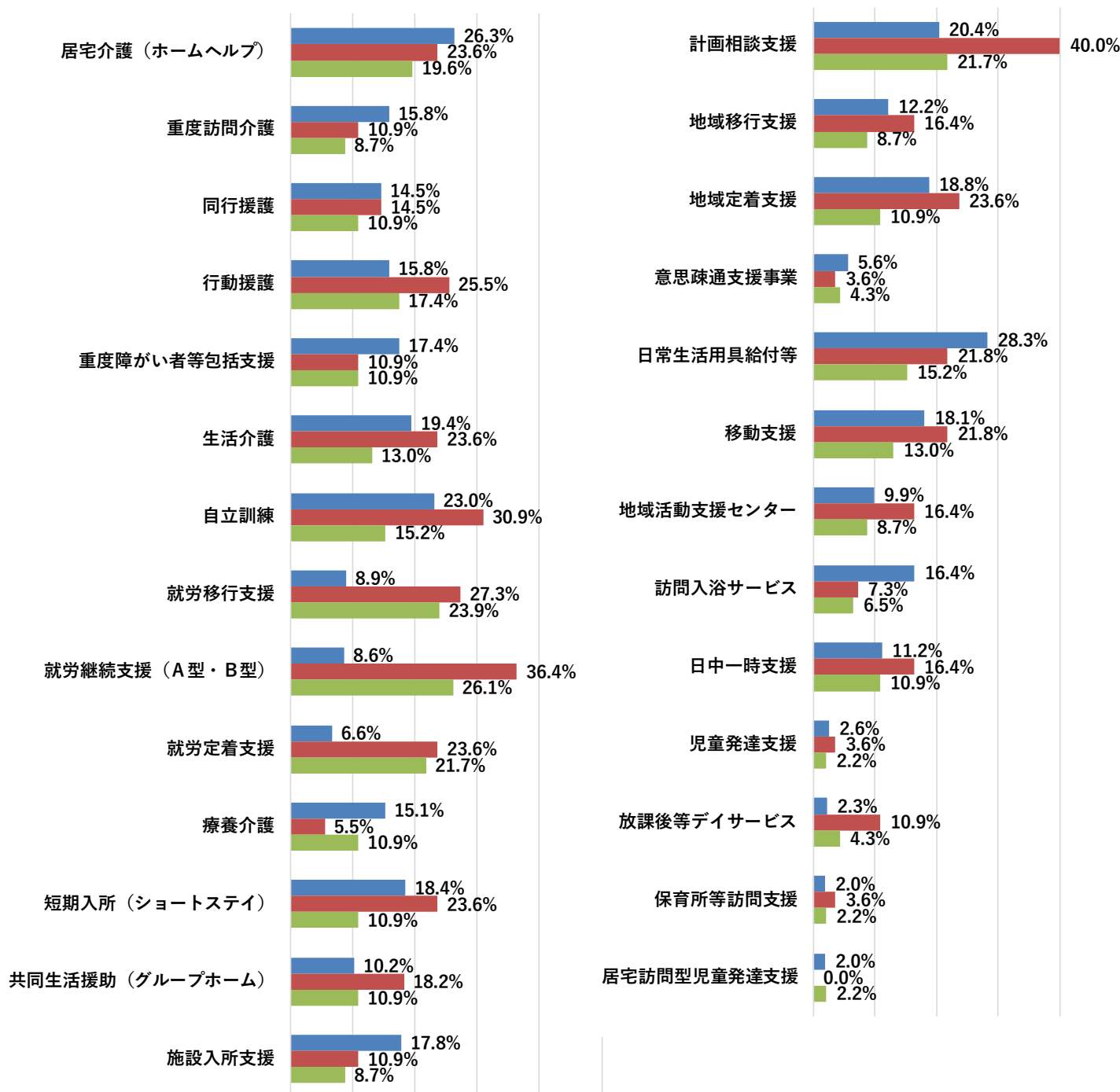
【保育・教育に関する要望（複数回答）】※学校に通っている回答者（n=13）



⑤障害福祉サービスの今後の利用意向について

○【障害福祉サービスの今後の利用意向】について、身体障害者手帳を持つ人では、「日常生活用具給付等」「居宅介護」、療育手帳を持つ人では、「計画相談支援」「就労継続支援」、精神障害者手帳を持つ人では、「就労継続支援」「就労移行支援」の割合が高くなっています。

【今後のサービスの利用意向（複数回答）】

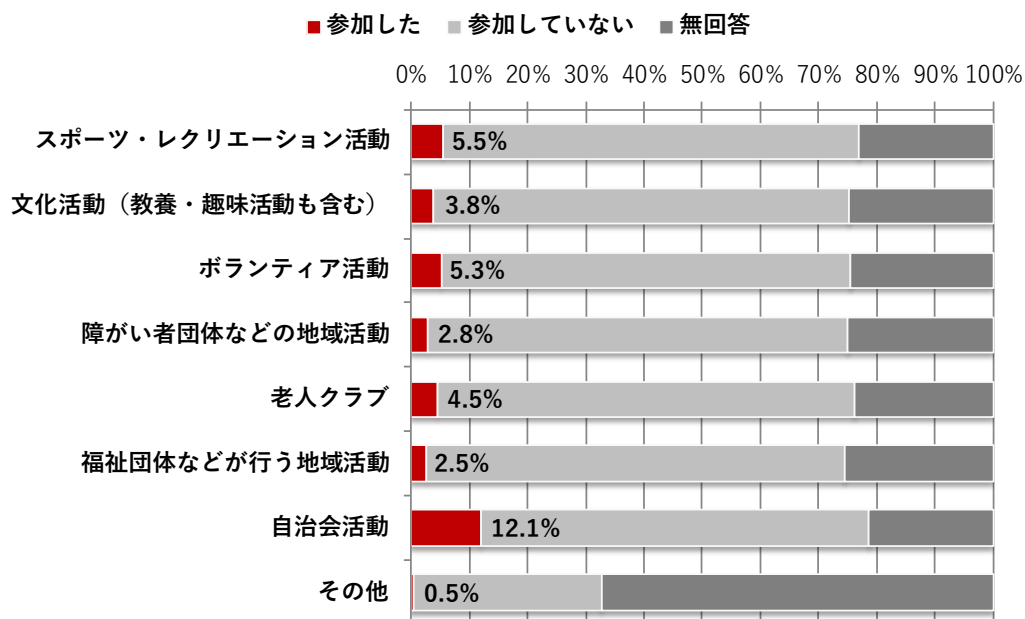


■ 身体障害者手帳 (調査数=304) ■ 療育手帳 (調査数=55) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (調査数=46)

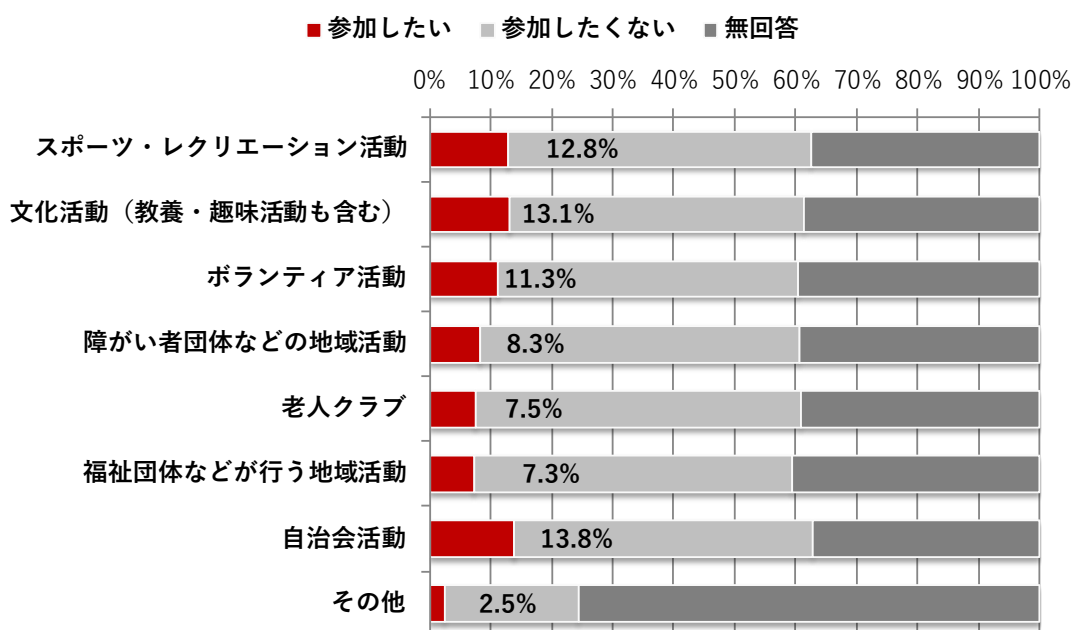
⑥社会参加について

- 【地域活動の参加】は、「自治会活動」が12.1%と最も高くなっていますが、すべての活動で「参加していない」が50%以上となっています。
- 【今後の地域活動の参加意向】については、いずれも現状の参加状況を上回っており、参加につながる機会づくりが求められます。

【地域活動の参加】

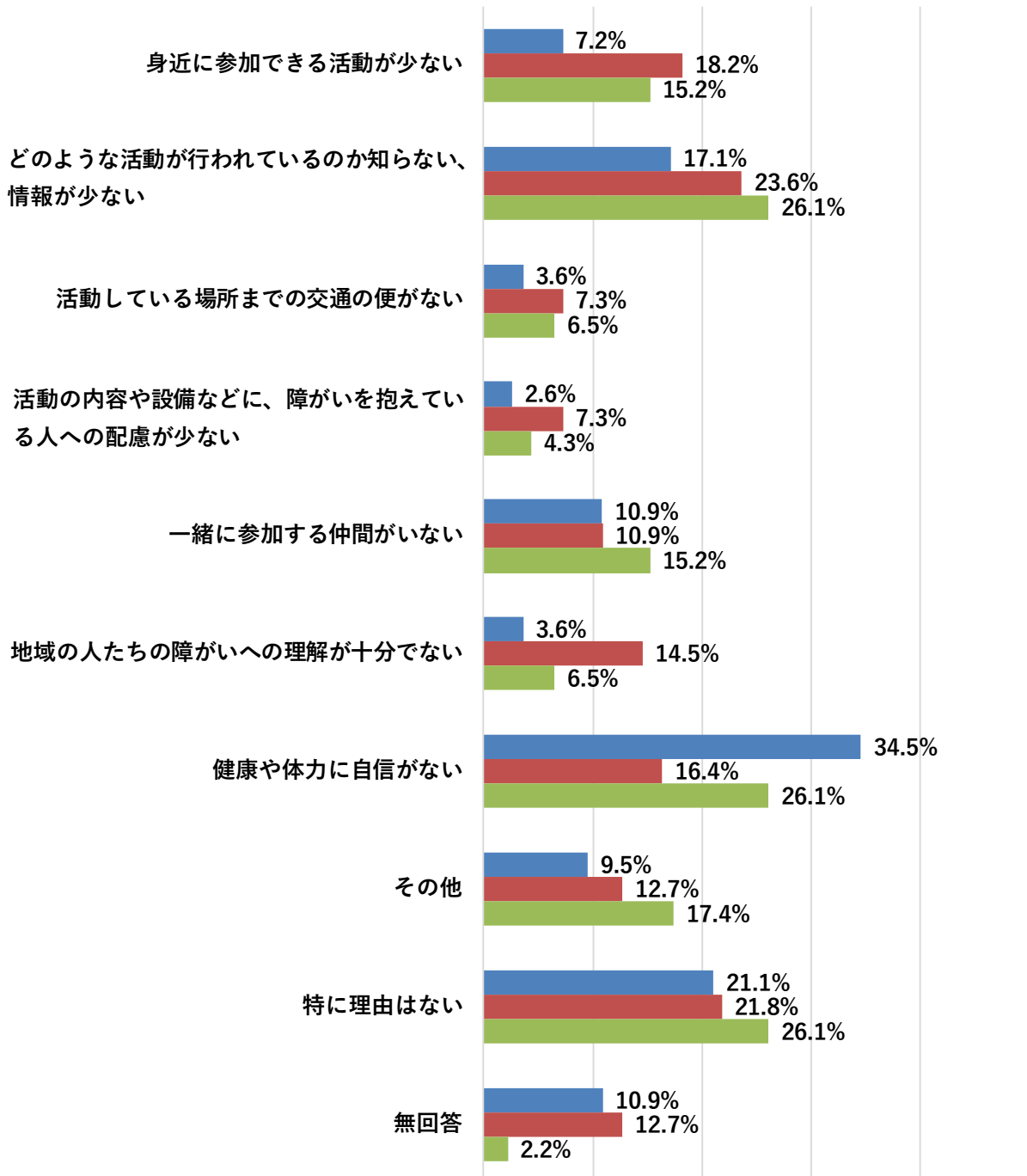


【今後の地域活動の参加意向】



○【地域活動に参加していない理由】は、身体障害者手帳、療育手帳を持つ人では、「健康や体力に自信がない」、療育手帳、精神障害者手帳を持つ人では、「どのような活動が行われているのか知らない、情報が少ない」の割合が高くなっています。

【地域活動に参加していない理由（複数回答）】※参加していない方のみの回答

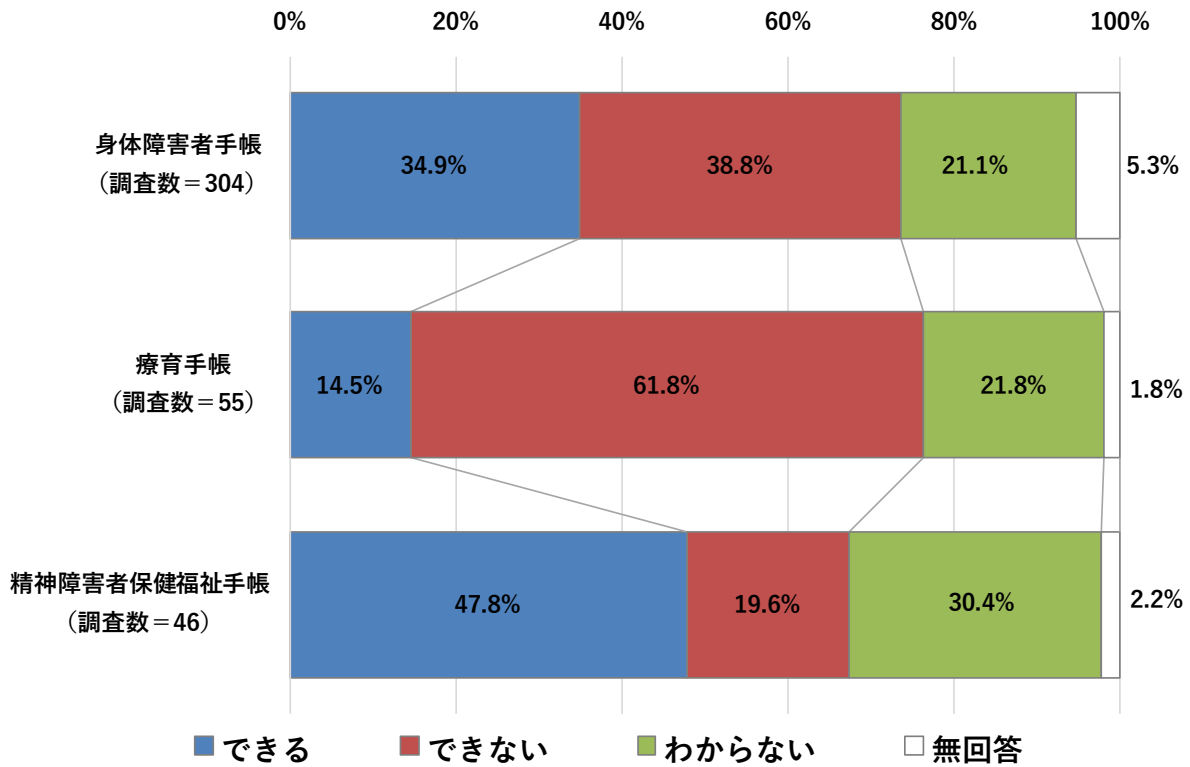


■ 身体障害者手帳（調査数＝242） ■ 療育手帳（調査数＝48） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数＝38）

⑦災害時の対応について

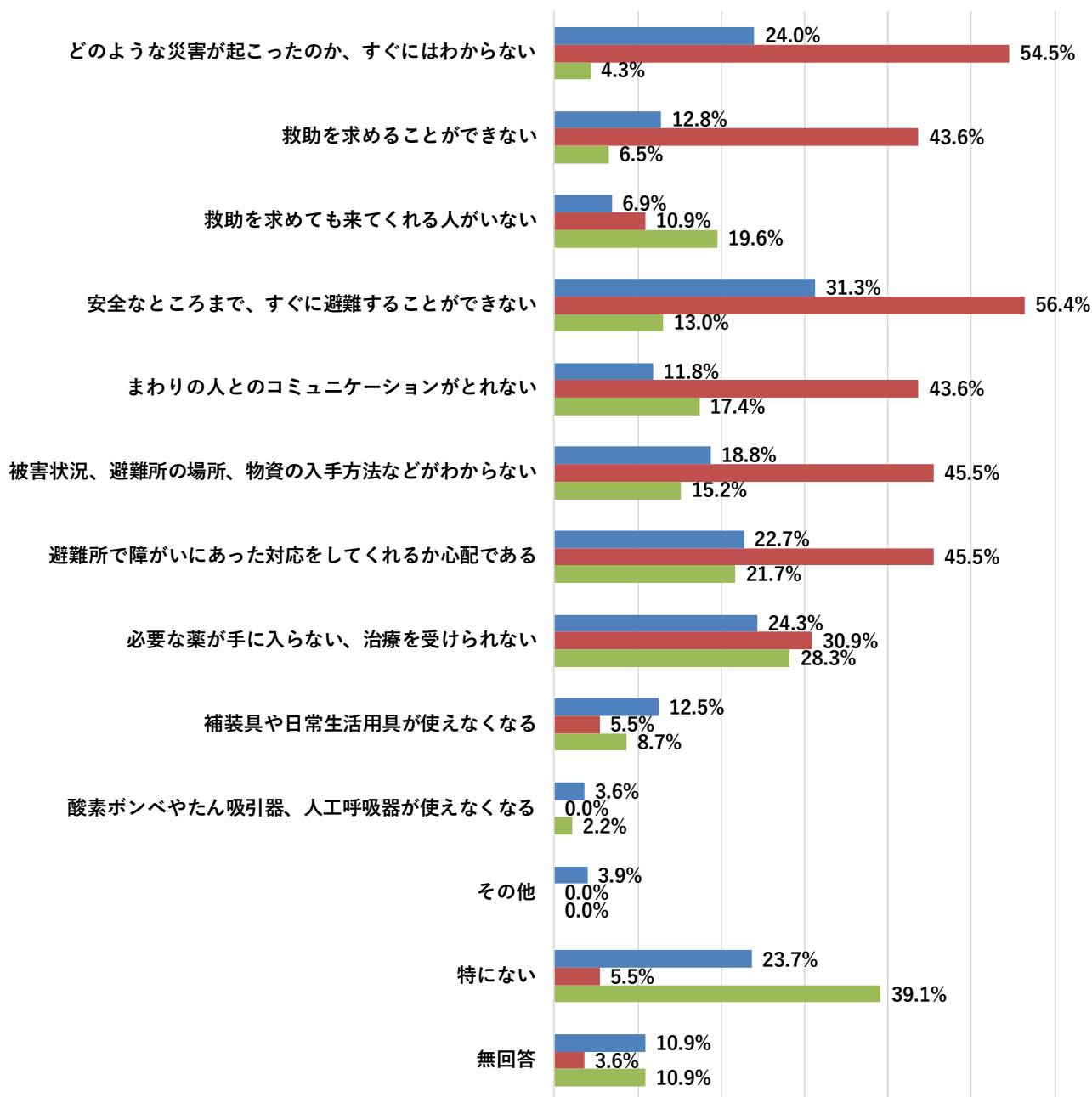
- 【災害時の自身の避難行動】について、身体障害者手帳を持つ人では、災害時に一人で避難が「できる」と「できない」の回答が分かれる結果となっています。
- 療育手帳を持つ人では、「できない」の回答が高く、精神障害者手帳を持つ人では、「できる」の回答が高くなっています。

【災害時の自身の避難行動（災害時に一人で避難できますか）】



○【災害時に困ること】は、療育手帳を持つ人では、「安全なところまで、すぐに避難することができない」「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」の割合が高くなっています。身体障害者手帳を持つ人でも、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が高く、精神障害者手帳を持つ人では、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が高くなっています。

【災害時に困ること（複数回答）】

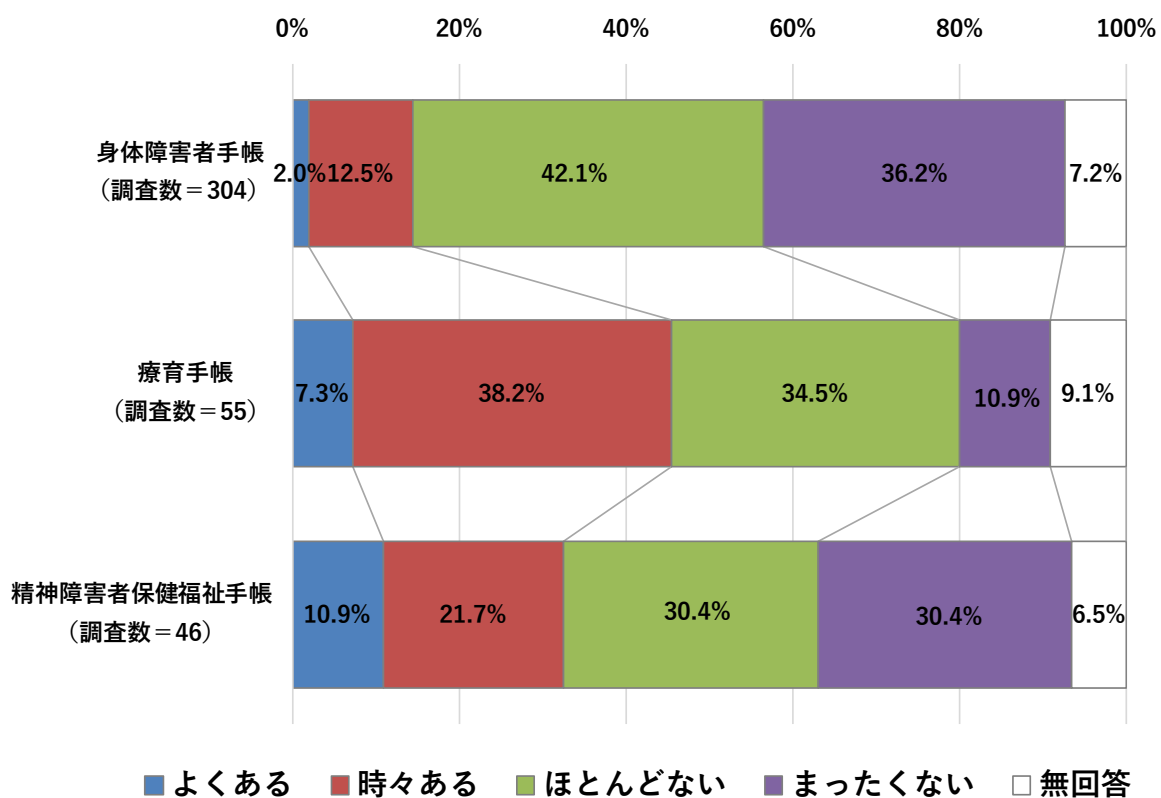


■ 身体障害者手帳（調査数=304） ■ 療育手帳（調査数=55） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数=46）

⑧ 差別の解消、権利擁護について

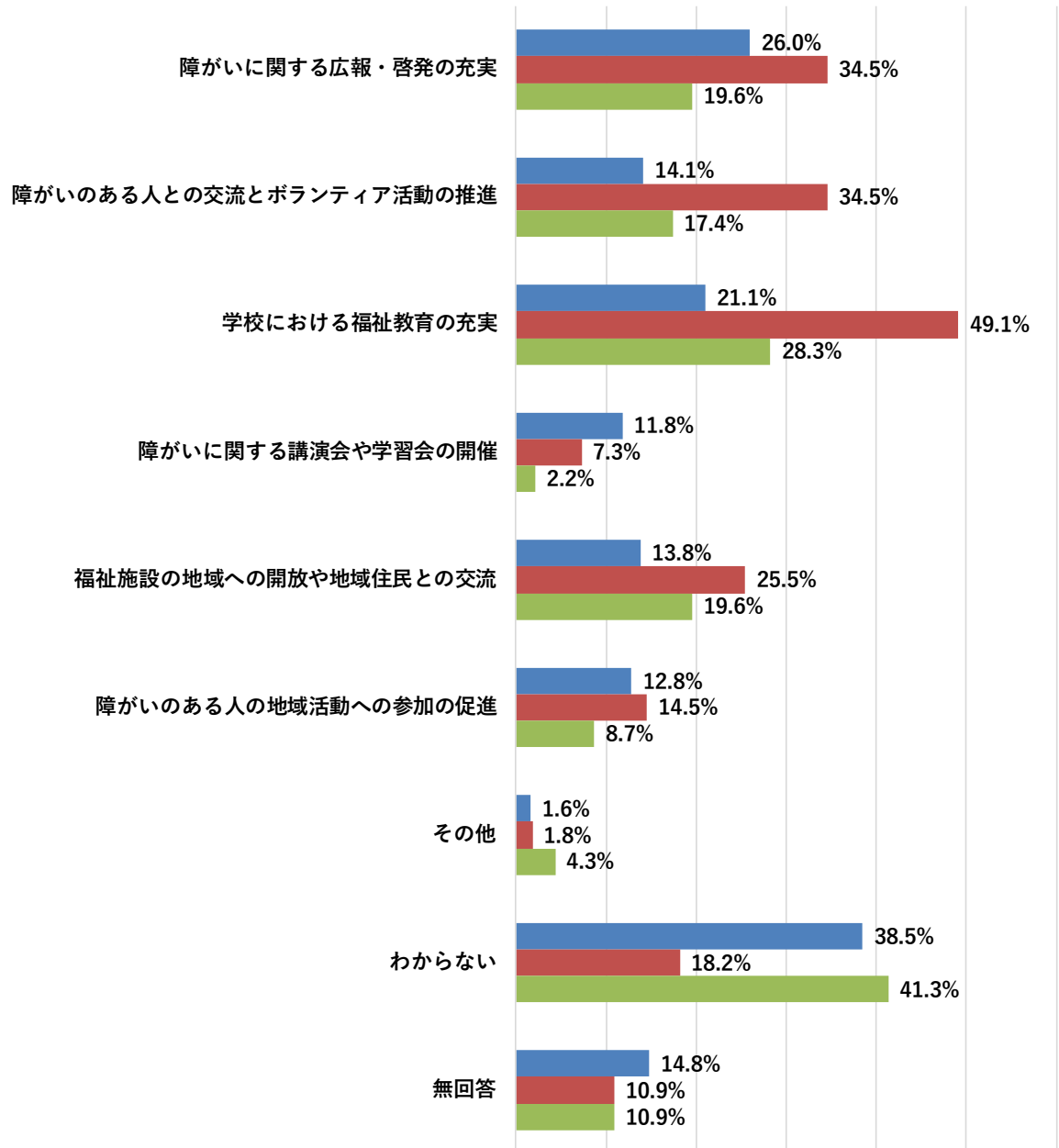
- 【差別を受けた経験の有無】について、療育手帳を持つ人では、差別を受けたり、いやな思いをしたことが、「ある（よくある+時々ある）」が 45.5%と約半数を占めており、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人より多い結果となっています。

【差別を受けた経験の有無】



○【障がいや障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うこと】について、療育手帳を持つ人、精神障害者手帳を持つ人では、「学校における福祉教育の充実」の割合が高く、身体障害者手帳を持つ人では、「障がいに関する広報・啓発の充実」の割合が高くなっています。

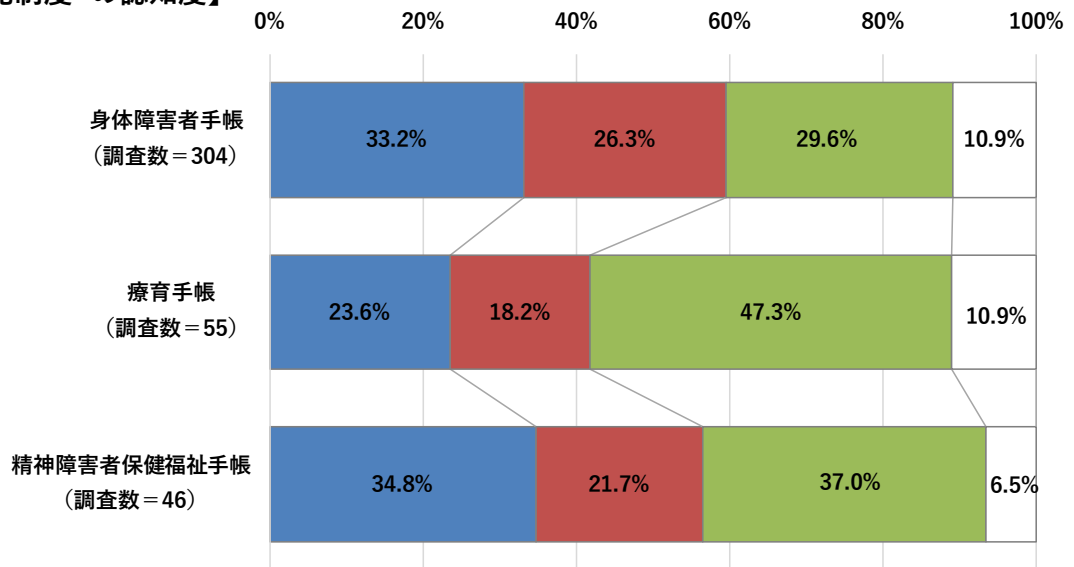
【障がいや障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うこと（複数回答）】



■ 身体障害者手帳（調査数=304） ■ 療育手帳（調査数=55） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数=46）

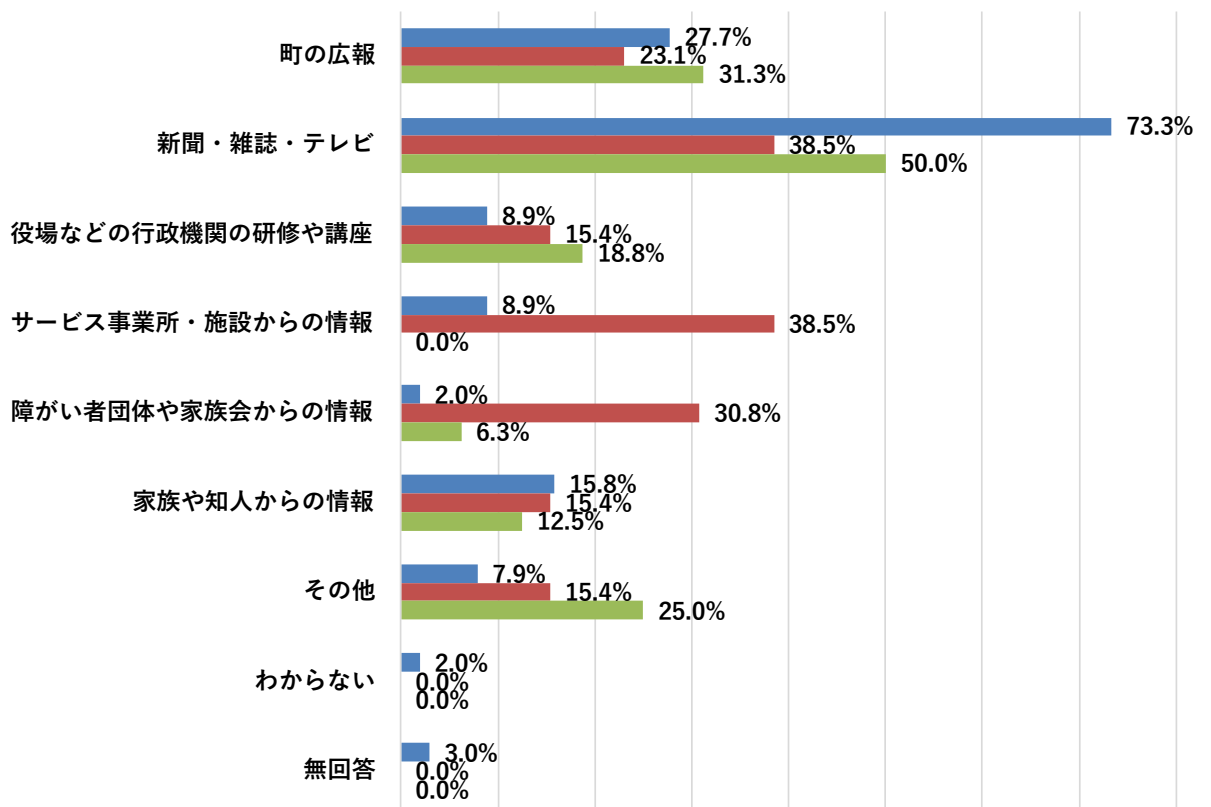
- 【成年後見制度*の認知度】について「知っている」は、身体障害者手帳、精神障害者手帳を持つ人では、33~34%となっています。
- 【成年後見制度*を知った手段】については、「新聞・雑誌・テレビ」、「町の広報」が高くなっています。

【成年後見制度*の認知度】



■ 知っている ■ 聞いたことがあるが内容は知らない ■ 知らない □ 無回答

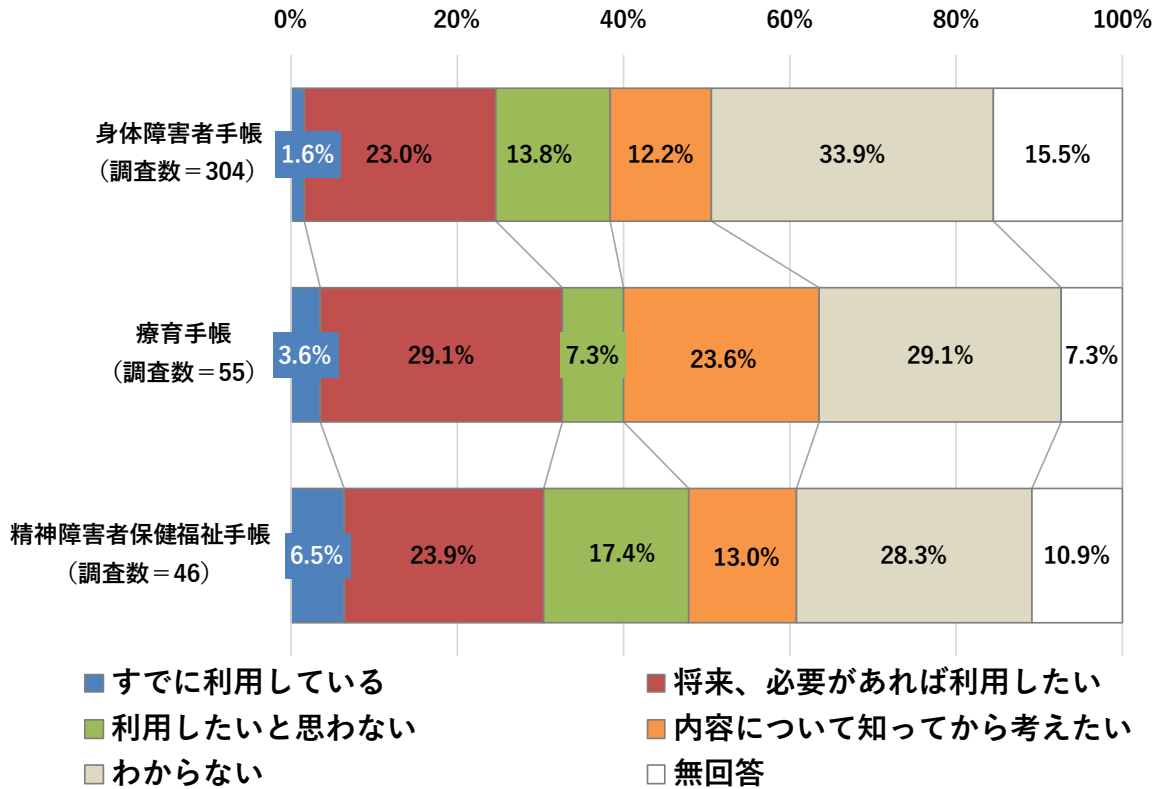
【成年後見制度*を知った手段（複数回答）】



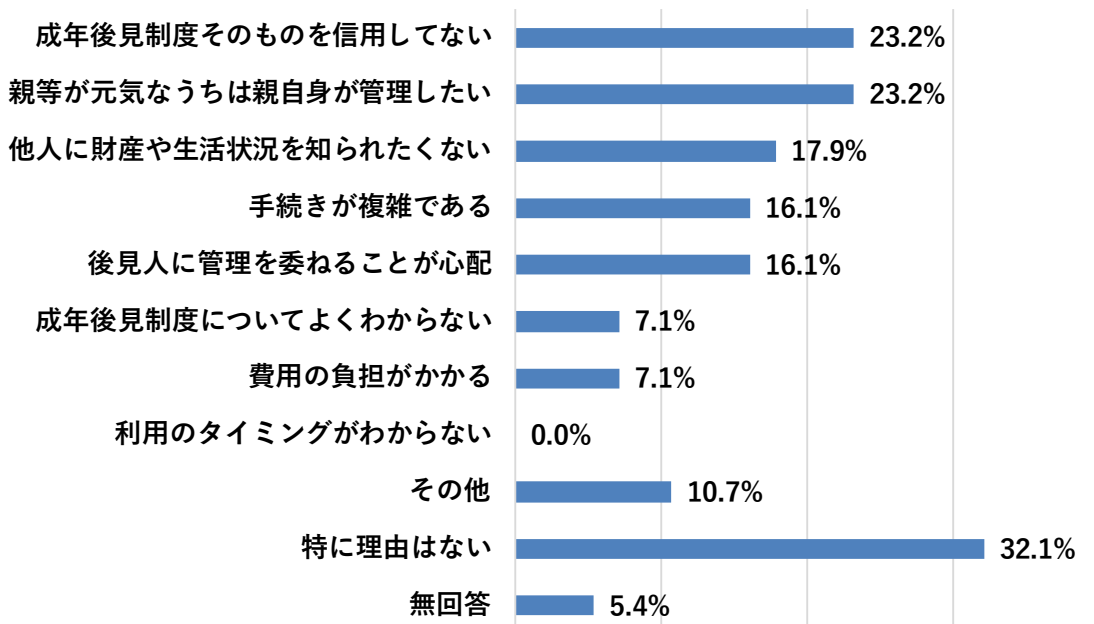
■ 身体障害者手帳（調査数=101） ■ 療育手帳（調査数=13） ■ 精神障害者保健福祉手帳（調査数=16）

- 【成年後見制度*の今後の利用意向】については、「わからない」が最も高く、次いで、「将来、必要があれば利用したい」となっています。
- 【利用したいと思わない理由】については、「成年後見制度*そのものを信用していない」「親等が元気なうちは親自身が管理したい」が高くなっています。

【成年後見制度*の今後の利用意向】



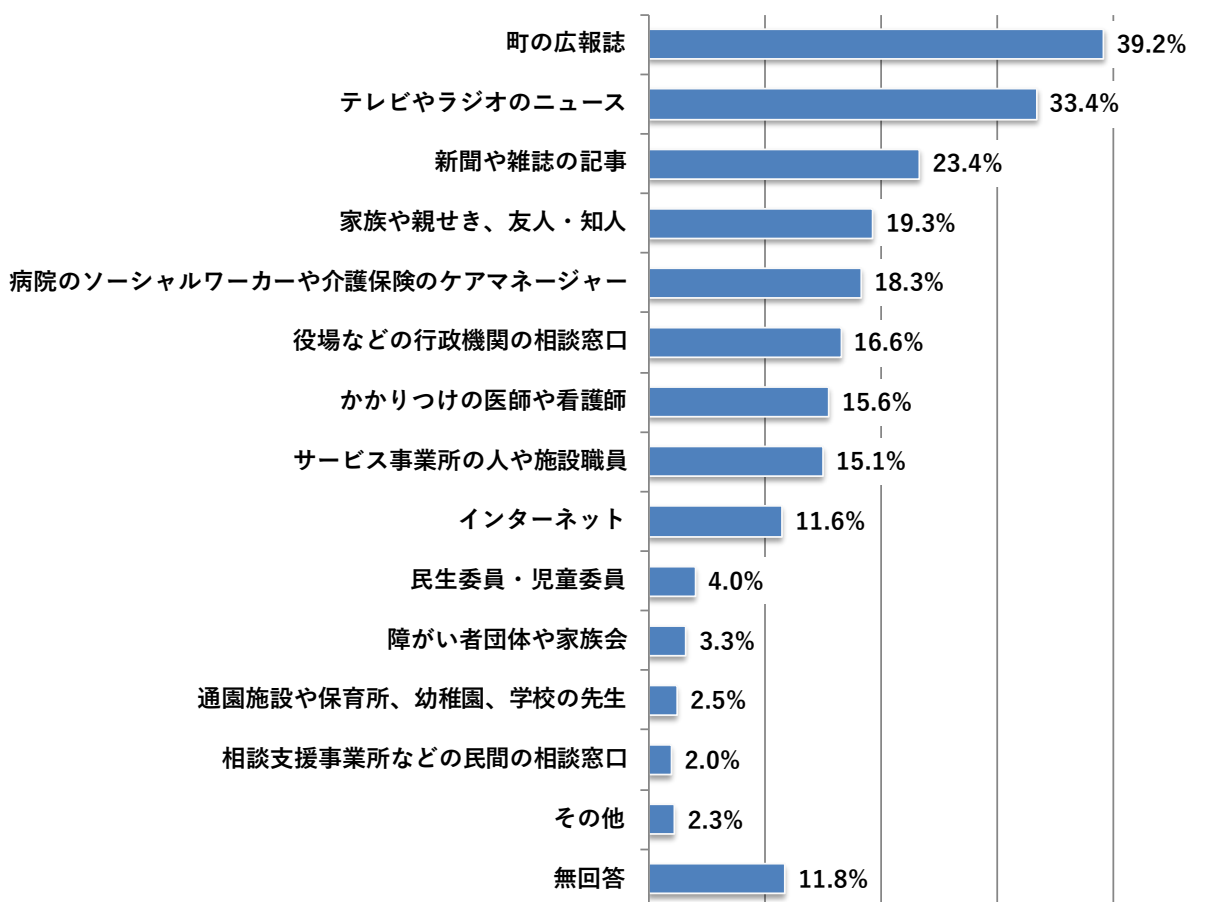
【利用したいと思わない理由（複数回答）】（制度を利用したいと思わない回答者 n=56）



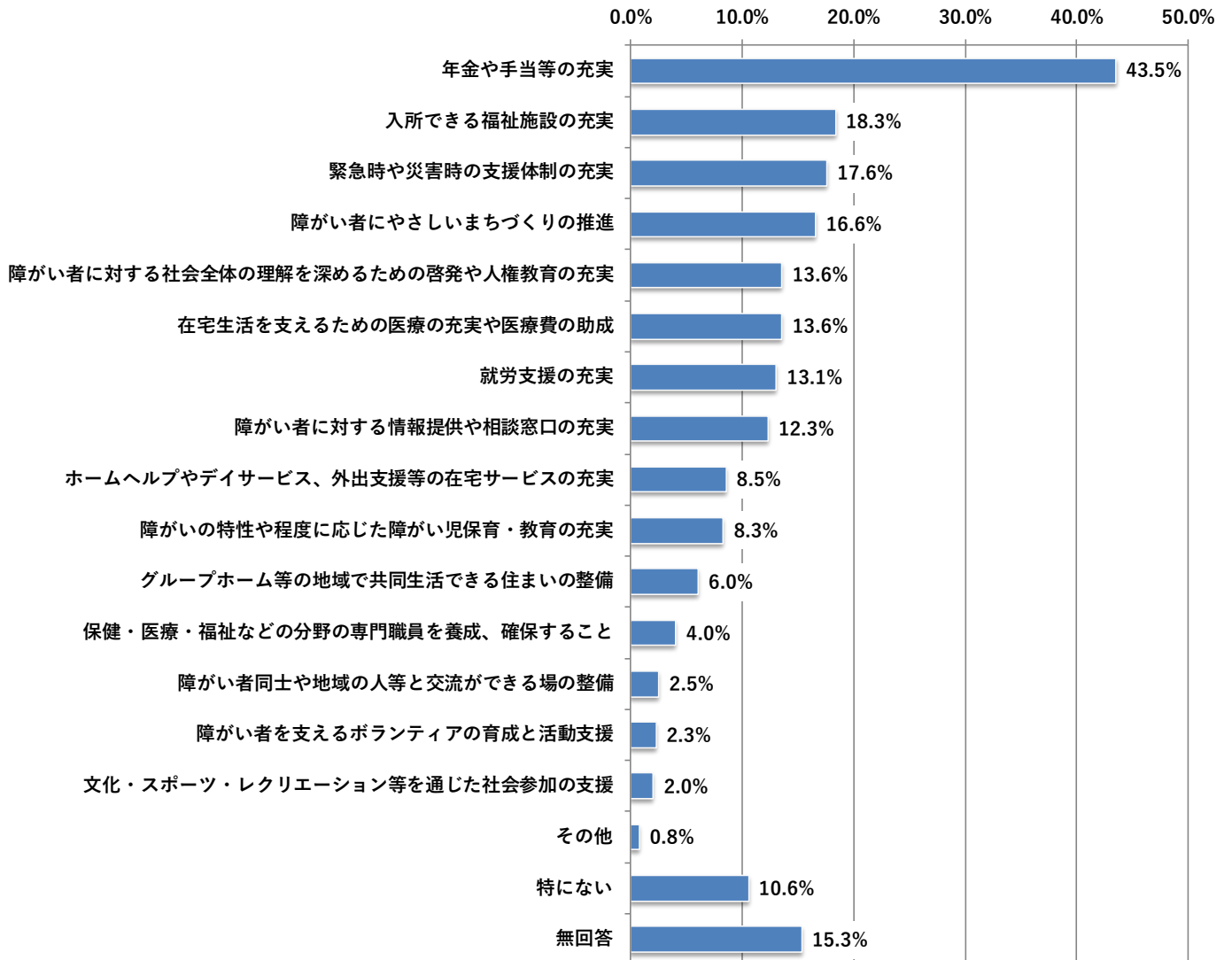
⑨福祉全般について

- 【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報入手手段】は、「町の広報誌」が39.2%と最も高く、主な情報源となっています。
- 【障がいのある人への行政の充実すべき支援策】は、「年金や手当等の充実」が43.5%と最も高く、次いで、「入所できる福祉施設の充実」「緊急時や災害時の支援体制の充実」となっています。

【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報入手手段（複数回答）】（n=398）



【障がいのある人への行政の充実すべき支援策（複数回答）】（n=398）



(2) 団体・事業所アンケート・ヒアリング調査結果の概要

①現状の団体・事業所活動を行う上で求められること

- 複数の団体で、「参加者・活動の担い手の減少・高齢化」が課題としてあがっており、若い世代の参加を促進するための取組が求められています。
- 事業所では、「職員の人員確保」が課題となっており、高度障がいや困難事例などに対処できる専門的な職員の人材育成が求められています。

②芦屋町における障害福祉に求められること

- 「グループホーム」をはじめとした、障がいのある人の（入所施設などの）住まいが少ないとの指摘が多く上がっています。
- 事業所が福祉サービスを提供する上で、改善してほしい項目として、「訪問介護」「福祉用具」「行動援護」「相談支援」などがあげられています。また、移動手段となる「車イス対応のタウンバス不足」の指摘もありました。
- 障がいのある人が適切に福祉サービスを理解し、必要な支援を受けるためには、サービスに関する情報の周知、本人・家族・地域住民や事業所をつなぐコーディネーターの役割が必要であり、相談支援専門員*の充実、広域的な基幹相談支援センター*の設置等が求められています。

③これからの障がいのある人への支援について

- 障がいのある人とその家族の相談・悩みを聞き、支援する「精神的なケアのできる受け皿となる団体・機会」を増やしていくこと、また、「関係団体との連携による課題や事例などの情報共有」「専門的な視野から解決できる専門機関」が求められています。
- どういことが障害者差別なのかわからない住民が多く、疑似体験等を通じて障がいのある人を理解する取組を実施していくことが必要となっています。
- 「パラスポーツ*」の普及により、「当たり前のように障がいのある人とともに暮らす共生社会」をつくっていくことが求められています。
- 障がいのある人を支える家族も高齢化しており、当事者の面倒を見るのが困難な状況が増えています。こうした中、障がいのある人がストレスなく過ごせるためには、(障がいのある人の) 家族同士の交流など、仲間とふれあえるコミュニティの場づくりが必要であるとの意見があがっています。
- 親亡き後を含め、障がいのある人の将来に向けた様々なライフステージ*に応じた必要な支援、対応するサービスをわかりやすく示していくことが、障がいのある人とその家族の不安を解消していくうえで大事であるとの意見があがっています。

3 今後の障がいのある人への施策に関する重点課題

各種アンケート調査結果ならびに国、県の動向、前期計画における施策に関する取組状況をふまえて、芦屋町の障がいのある人への施策の重点課題について以下にまとめました。

重点課題（１）障がいへの理解の促進と権利擁護

【前期計画での取組における課題】

- 差別解消に向け、「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく、さらなる周知・啓発が求められます。
- 今後、高齢化率や高齢者世帯が増加すると見込まれる中、成年後見制度の理解促進と制度利用の支援がより必要となっています。

【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査からみた課題】

- 差別解消に向け、障がいに対する住民の理解を深めるためには、「障がいに関する広報・啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」が必要となっています。

【団体アンケート・ヒアリング調査からみた課題】

- ということが障害者差別なのかわからない住民が多く、例えば、**障がいの疑似体験**を通じて障がいのある人を理解する取組を実施することが必要となっています。

本計画に求められる方向

- 差別の解消に向け、障がいへの理解促進の取組として広報を通じた住民への啓発や周知、各団体活動を通じた障がいのある人と地域との交流活動による理解促進が必要です。
- 行政・事業者による障がいのある人に対する合理的配慮*の推進が必要です。
- 成年後見制度*の正しい周知と利用促進が必要です。

基本方針 1

障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

重点課題（２）地域での暮らし（相談支援・保健・医療・福祉サービス）

【前期計画での取組における課題】

- 障がいのある人やその家族が必要な福祉サービスを適切に受けられるよう、相談支援専門員*の確保が必要となっています。
- 手話奉仕員の確保など、障がいのある人の意思疎通支援の充実が必要となっています。
- 障がいのある人の「親亡き後の将来の生活」を支える環境づくりとして、中間市・遠賀郡圏域における地域生活支援拠点等*の充実が求められています。

【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査からみた課題】

- 生活の困りごとは（親亡き後の）将来の生活に対する不安が最も高くなっています。一方、「役場や保健所等の相談窓口」「障がい者相談員」などの公的な相談先を活用する人は少なく、困りごとの受け皿となる公的な相談先の周知・活用が求められます。
- 多くの福祉サービスで今後の利用意向が現状の利用数を上回っており、サービスの情報提供や、利用できる環境づくりが求められます。

【団体アンケート・ヒアリング調査からみた課題】

- グループホームを中心に、障がいのある人の入所施設などの住まいが少ないとの意見がありました。
- 障がいのある人と家族の課題解決には、本人・家族・地域住民や事業所をつなぐコーディネーターとなる相談支援専門員*の充実、基幹相談支援センター*等の設置が必要となっています。

本計画に求められる方向

- 障がいのある人が必要なサービスを的確に受けられるよう、サービスの情報提供や利用できる環境づくりが必要です。
- 必要なサービスを提供できるよう、相談先の周知や医療・福祉に関する専門性の向上が相談窓口にあります。
- 障がいのある人の「将来の生活への不安」に対する支援が必要です。
- 手話奉仕員の確保など、障がいのある人の意思疎通支援の充実が必要です。

基本方針 2

障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

重点課題（3）就労・社会参加

【前期計画での取組における課題】

- 障がいのある人の就労を促進するため、受け皿となる事業所への支援や、一般就労への移行支援が必要となっています。
- 障がいのある人の社会参加を促進していくため、障がいのある人を支援する団体と連携すること、また、団体活動が継続できるよう支援することが必要となっています。

【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査からみた課題】

- すべての地域活動で「参加していない」人が50%以上となり、参加していない理由は、「どのような活動が行われているのかわからない、情報が少ない」が多く、社会参加の機会を広げるためには、地域活動の情報提供の充実が必要となっています。
- 障がいのある人の就労支援に必要なことは、「職場の障がいのある人への理解」が最も多く、次いで、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」となっており、職場環境の改善が望まれます。

【団体アンケート・ヒアリング調査からみた課題】

- 団体・事業所活動における課題は、「参加者の減少」「職員の確保」「活動の担い手の減少」となっており、人員の確保等が求められます。
- （障がいのある人の）家族同士の交流など、仲間とふれあえるコミュニティの場づくりが必要となっています。
- 団体を中心に取組が進む「パラスポーツ*」の普及による地域共生社会*づくりが求められます。

本計画に求められる方向

- 障がいのある人の雇用の受け皿となる福祉施設の支援と障がいのある人の就労促進に向けた情報提供の充実が必要です。
- 「パラスポーツ*」などを通じ、障がいのある人の社会参加、地域との交流機会の拡大が必要です。

基本方針3

障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

重点課題（４）教育・療育

【前期計画での取組における課題】

- 障がいのある小中学生への教育環境を確保するため、特別支援教育の充実が求められます。
- 小・中学校の早い段階から障がいへの理解を促進するため、障がいの疑似体験などを通じた福祉教育機会の充実が求められます。

【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査からみた課題】

- 保育・教育に関する要望は、「就学や進学・就職の際の相談や支援の充実」が多く、関係機関と連携した支援が必要となっています。

本計画に求められる方向

- 発達段階に応じた切れ目のない支援が求められており、障がいの特性や能力に応じた指導や進路、就学等の支援・相談体制が必要です。
- 障がいへの理解促進の取組として、福祉教育の継続的な実施等が必要です。

基本方針 4

適切な教育・療育を受けられる社会

重点課題（5）安全・安心なまちづくり

【前期計画での取組における課題】

■障がいのある人の安全を確保するため、公共施設や道路の計画的なバリアフリー*化が必要となっています。

■災害発生時に、障がいのある人が迅速に避難できるような体制の整備が必要となっています。

【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査からみた課題】

■障がいのある人が外出時の不便や困難に感じることは、「歩道や建物の段差等、障害物が多い」が最も多くなっています。

■障がいのある人が災害時に困ることは、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が最も多くなっており、ニーズにあわせた避難支援が求められます。

本計画に求められる方向

- 災害発生時に障がいのある人が避難できる体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が安全に安心して暮らせるよう住環境の整備が必要です。
- 公共施設等の整備において バリアフリー*やユニバーサルデザイン*の考えを取り入れて推進することが必要です。



基本方針5

安全・安心に暮らせる社会

第 2 部 芦屋町障害者計画

第1章 計画の基本理念・施策の体系

1 基本理念

ともに支えあい、誰もが生き生きと暮らす

地域共生のまち 芦屋

本町では、これまでの芦屋町障害者計画において、ノーマライゼーション*・バリアフリー*社会と人間尊重の実現をめざし、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」を基本理念としたまちづくりを目指してきました。

本計画では、前期の基本理念を踏襲するとともに、障害者基本法の「地域社会における共生」の考え方にに基づき、障がいへの理解の促進と支えあう住民意識を醸成し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心・安全して暮らせる福祉のまちを目指し、「**ともに支えあい、誰もが生き生きと暮らす 地域共生のまち 芦屋**」を基本理念として取り組んでいきます。

【基本理念の考え方】

地域共生社会の実現

○障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現。

ライフステージ*にあわせた生き生きとした暮らしを享受できる社会

○障がいのある人が将来にわたり、不安がなく生き生きと暮らせるために行政・団体等がともに支えあい支援する社会の実現。

2 計画の基本方針／施策体系

計画策定にあたっての調査結果からみた重点課題をふまえ、本計画の基本理念の実現に向けて、5つの基本方針とその達成に向けた施策の方向を以下のように設定しました。

基本方針1

障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動に取り組むとともに、生活や就労の場等のさまざまな機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいの有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。また、障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止等の取組を行い、障がいのある人の権利擁護を推進します。

【基本方針を達成するための施策の方向】

- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 合理的配慮*の提供

基本方針2

障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

自立生活に向けた暮らしやすい福祉支援体制の構築を目指し、障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援、ライフステージ*ごとに継続した保健・医療及び福祉サービスが受けられるよう支援します。

また、すべての障がいのある人が情報取得や円滑な意思疎通ができるよう情報アクセシビリティ*の向上を図ります。

【基本方針を達成するための施策の方向】

- 自立した生活や意思決定支援の推進
- 保健事業の推進
- 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実

基本方針3

障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を関係機関と連携して推進します。

また、障がいのある人が地域の一員として活躍できる社会をめざし、地域における交流活動等を促進することで、障がいのある人を地域で支えあう住民意識の醸成に努めます。

【基本方針を達成するための施策の方向】

- 雇用・就業の支援
- 社会活動の促進

基本方針4

適切な教育・療育を受けられる社会

障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、小・中学校において障がいについて学ぶ福祉教育等に取り組みます。

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人ひとりの特性・能力に応じて受けることができる環境を整備します。

【基本方針を達成するための施策の方向】

- 教育の振興
- 障がいのある児童の療育の推進

基本方針5

安全・安心に暮らせる社会




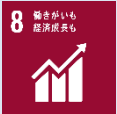



道路、公共施設、交通機関、住宅等のバリアフリー*化を推進し、障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安心・安全が確保されるよう、避難支援体制等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【基本方針を達成するための施策の方向】

- 安全・安心な暮らしの実現

【施策の方向（施策体系）】

基本方針	施策の方向	
<p>基本方針 1 障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会</p>  	<p>1-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p>	<p>(1) 差別の解消（障がいへの理解の推進） (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止</p>
	<p>1-2 合理的配慮*の提供</p>	<p>(1) 行政等における合理的配慮*の推進</p>
<p>基本方針 2 障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会</p> 	<p>2-1 自立した生活や意思決定支援の推進</p>	<p>(1) 相談支援体制の充実・強化 (2) 福祉サービスの充実</p>
	<p>2-2 保健事業の推進</p>	<p>(1) 保健サービスの充実</p>
	<p>2-3 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>(1) 障がいのある人に配慮した情報提供等の充実 (2) 障がいのある人の意思疎通支援の充実</p>
<p>基本方針 3 障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会</p>  	<p>3-1 雇用・就業の支援</p>	<p>(1) 雇用の場の拡大 (2) 総合的な就労支援</p>
	<p>3-2 社会活動の促進</p>	<p>(1) 交流活動の促進 (2) 各種団体の支援</p>
<p>基本方針 4 適切な教育・療育を受けられる社会</p> 	<p>4-1 教育の振興</p>	<p>(1) 福祉教育の充実 (2) 教育相談の充実 (3) 特別支援教育の充実</p>
	<p>4-2 障がいのある児童の療育支援</p>	<p>(1) 療育の支援</p>
<p>基本方針 5 安全・安心に暮らせる社会</p> 	<p>5-1 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p>(1) 防災対策の推進 (2) 安全・安心な生活基盤の整備</p>

3 重点施策

計画策定にあたっての調査結果からみた重点課題をふまえ、本計画の基本理念「**ともに支えあい、誰もが生き生きと暮らす 地域共生のまち 芦屋**」の実現に向けて、本計画において特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

重点施策1 地域社会における障がい者が生き生きと暮らす社会づくり

障がいのある人がともに暮らす地域共生社会*を実現するためには、住民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人とともに生き生きと暮らせる社会をつくることが重要です。

本計画では、地域社会において、障がいのある人が生き生きと暮らす社会づくりをめざし、障がいのある人に対する住民の理解を深めるため、「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」をはじめとした広報活動に取り組みます。

また、「パラスポーツ*」の推進により、地域と障がいのある人の交流活動を促進することで、スポーツを通じて障がいのある人とふれあい、地域社会の一員として分け隔てなく暮らす意識を醸成します。

【本計画の重点施策（主な施策）】

施策	計画内の記載箇所
●障がいへの学習機会の提供 ●障害者差別解消法に基づく町条例の周知	基本方針 1-1 (1) 差別の解消
●合理的配慮*の推進	基本方針 1-2 (1) 行政等における合理的配慮*の推進
●パラスポーツ*の推進	基本方針 3-2 (1) 交流活動の促進

重点施策2 相談支援・情報提供体制の充実

調査結果では、福祉サービスが必要な障がいのある人に情報が十分に届いていないという課題がみえてきました。障がいのある人が福祉サービスを理解し、必要な支援を受けるためには、サービスに関する情報の周知と相談支援の充実が必要です。

障がいのある人やその家族が将来に向けて安心した暮らしを送れるよう、親亡き後を含め様々なライフステージ*に応じて、必要な支援・対応するサービスをわかりやすく示し、障がいのある人や家族が理解し、準備できる環境をつくります。

【本計画の重点施策（主な施策）】

施策	計画内の記載箇所
●相談窓口の充実 ●地域での相談活動	基本方針 2-1 (1) 相談支援体制の充実・強化
●意思疎通支援	基本方針 2-3 (2) 障がいのある人の意思疎通支援の充実

第2章 計画の展開

【基本方針1】

障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

1-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【方針】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが生き生きと暮らし続けるためには、地域に住む人々の障がいへの理解や、正しい知識が必要です。本町では、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、広報啓発活動、障害者週間における地域の人々の交流を進めています。今後も「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」をはじめとした各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や住民の幅広い理解の下、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を実施します。
- 障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度*の周知・活用を進めるとともに、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待の防止に取り組みます。

(1) 差別の解消（障がいへの理解の推進）

広報紙やホームページ等を通じて、障がいや障がい者団体の活動を情報発信することで、住民や事業者の障がいに対する理解・認識を深めていきます。

主な施策	施策の内容
広報・啓発の充実	○障がいのある人に対する理解を広めるため、広報等による啓発を行います。
障がいへの学習機会の提供	○人権まつりでの障がい者団体による催しを通じて、障がいへの理解促進を図るための啓発を行います。
障害者差別解消法に基づく町条例の周知	○「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について、広報等による周知を行い、差別の解消を推進します。

(2) 権利擁護の推進

障がいや認知症などの理由で判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度*の周知・啓発や利用促進に向けた取組を行います。

主な施策	施策の内容
成年後見制度*の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度*が住民にとって身近な制度となるよう、芦屋町成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の周知を行います。○成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。

(3) 虐待の防止

広報等を通じて、障がいのある人への虐待防止への理解と認識を深め、虐待の防止と早期発見のための啓発を進めます。また、住民などからの通報や相談等に的確に対応できる体制を整えます。

主な施策	施策の内容
障がい者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">○障がい者虐待について広報紙や町のホームページに掲載し、広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。○障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図ります。

1-2 合理的配慮*の提供

【方針】

○障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮*の提供について、行政運営での適切な配慮を徹底するとともに、事業者の障がいのある人に対する合理的配慮*の提供義務について、適切に対応できるよう取り組みます。

(1) 行政等における合理的配慮*の推進

行政においては、障がいのある人に対する合理的配慮*の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。また、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化に基づき、事業者へ差別解消について周知を図り、合理的配慮*の提供に取り組みます。

事業名	内容
行政における合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">○職員研修により職員の差別解消法や合理的配慮*に対する理解を深めます。○窓口で筆談用のコミュニケーションボードや助聴器、庁内に手話奉仕員を設置し、必要時に合理的な配慮の提供を行います。○配慮を必要としている障がいのある人が、周囲に配慮してほしいことを伝えるヘルプカードやヘルプマークの周知・配布を継続して行います。
事業者等への合理的配慮*の理解	<ul style="list-style-type: none">○商工会と連携し、事業者へ「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を周知し、合理的配慮*を促します。

【基本方針2】

障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-1 自立した生活に向けた支援の推進

【方針】

- 障がいのある人が自立して地域で暮らし続けるためには、障がいのある人の生活における課題及びニーズに対応した各種福祉サービスの質の向上や、サービスを適切に受けられる環境が重要であるため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族の高齢化が進んでおり、親亡き後に向けた生活環境について、中間市・遠賀郡圏域における地域生活支援拠点等*による支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人やその家族が、サービスやケア等の相談を気軽にすることができ、適切な支援につながるよう、関係機関等との連携を強化し、相談員の配置等による相談窓口の充実を図ります。

主な施策	施策の内容
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">○相談支援事業所による一般相談窓口の設置を継続し、相談対応の充実を図ります。○障がいのある人が必要な制度や福祉サービスを的確に知ることができるよう、相談窓口の周知を図ります。
地域での相談活動	<ul style="list-style-type: none">○障がい者相談員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、関係機関との連携を図ります。○民生委員・児童委員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。また、福祉サービスについて把握できるように研修等でスキルアップを図ります。

(2) 福祉サービスの充実

芦屋町障害福祉計画で、将来のサービス量を適切に見込むとともに、サービスの適正な利用促進を推進します。また、今後の障がいのある人とその家族の高齢化を見据え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築や地域生活支援拠点等*の充実を図ります。

主な施策	施策の内容
福祉制度の周知	○法や制度の改正に合わせ、町のホームページや福祉サービスガイド、福祉のしおりの内容を更新し、周知します。
相談員による意思決定支援	○障がいのある人（児童）に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員*や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進します。
障害福祉サービスの充実	<p>○障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がいのある人（児童）へサービスを提供します。</p> <p>○放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童へ日中過ごす場所を提供します。</p> <p>○精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、中間市・遠賀郡圏域の保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組を行います。</p>
町のサービスによる生活支援	<p>○町の生活支援サービスの情報提供を行い、障がいのある人等の在宅生活を支援します。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯サービス事業 ・緊急通報システム事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・身体障がい者自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金補助事業 ・重度心身障がい者介護用品給付サービス事業

2-2 保健事業の推進

【方針】

- 町の健康診査や健康教室等を活用し、障がいのある人が必要な医療・リハビリテーションを受け、疾病の予防・早期発見につなげることができるよう、保健・医療サービスを充実します。
- 地域における医療的ケアが必要な支援について、保健・医療・福祉などの関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

(1) 保健サービスの充実

障がいの要因となる疾病等を早期に予防・発見するため、妊婦及び乳幼児等の健康診査を実施し、必要に応じて保健指導を行います。また、医療的ケアが必要となる障がいのある児童に対する在宅ケアを支援します。

主な施策	施策の内容
健康診査・健康相談の充実	○妊婦健診、乳幼児健診の受診を勧奨し、早期支援が必要な母子に対して医療機関と連携し継続的な支援を行います。
母子健康教育の充実	○ハイリスク妊婦に対して支援プランを作成し、個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行います。 ○両親学級、すくすく広場、日曜日開所に伴う栄養講話等を実施し、母子健康教育の充実を図ります。
医療的ケア児及びその家族への支援	○医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある児童については、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう支援します。 ○看護する家族の負担を軽減する支援（レスパイトケア*）を推進します。

2-3 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実

【方針】

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、行政機関の窓口等における障がいのある人への配慮を徹底します。また、障がいのある人が必要とする情報へ円滑にアクセスすることができるよう、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
- 障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援者の確保・養成やコミュニケーション支援等に取り組みます。

(1) 障がいのある人に配慮した情報提供等の充実

障がいのある人へ必要な情報を円滑に提供できるよう、音声等の情報提供を行います。また、ホームページ等の情報提供にあたっては、情報アクセシビリティ*の向上を図ります。

主な施策	施策の内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報あしやの音声での提供等により、視覚障がいのある人等の情報取得を支援します。 ○聴覚障がいのある人等の情報取得を支援する機器の貸出を行います。

(2) 障がいのある人の意思疎通支援の充実

聴覚障がいのある人等、障がいの特性により意思を表明することが困難な人に対して、手話奉仕員等によるコミュニケーション支援等により意思表示を支援します。

主な施策	施策の内容
意思疎通支援者の確保・養成	○中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。
意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内に手話奉仕員を設置し、聴覚障がいのある人の手続き等が円滑に進むよう支援します。 ○聴覚障がいのある人のコミュニケーションを手助けする助聴器やコミュニケーションボード等を窓口に設置します。 ○手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障がいのある人の日常生活での自立を支援します。

【基本方針3】

障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

3-1 雇用・就業の支援

【方針】

- 就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、一般就労へ向けた支援や障がい者施設における就労支援を関係機関と連携して推進します。
- 障害者雇用促進法の改正により、民間企業での法定雇用率*の引き上げや、適用される障がいの範囲が拡大し、障がいのある人が働くことができる環境づくりが求められており、障がい者雇用に対する企業への理解を促進します。

(1) 雇用の場の拡大

障がいのある人の働く場の創出に向け、障がい者雇用について事業者に対する啓発を行うとともに、障がい者就労支援施設からの物品調達を行います。また、障がいのある人の就労促進に向けた取組及び障がいの特性にあった支援を行います。

主な施策	施策の内容
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none">○民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。○障害者優先調達法に基づく物品等の調達方針により調達目標を定め、障がい者就労施設等からの物品調達を行います。○「障がい者活躍推進計画」に基づき、行政内において障がいのある人の雇用者数を確保します。

(2) 総合的な就労支援

一般就労が困難な障がいのある人に対し、就業に伴う支援を実施します。

主な施策	施策の内容
職業リハビリテーション*の推進	<ul style="list-style-type: none">○一般就労が困難な障がいのある人に対し、相談支援専門員*との連携により、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス（就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所）の利用機会を提供し、就労に向けた支援をします。○広報紙で職業訓練生の募集等、就労に関する情報を提供し、就労を支援します。○就労を希望する障がいのある人に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行います。

3-2 社会活動の促進

【方針】

- 障がい者団体等が実施する社会活動を支援し、障がいのある人の社会活動への参加意欲を高めるとともに、誰もが参加しやすい交流活動の充実を図ります。また、社会活動に参加し、地域の住民と交流を行うことで相互理解を深め、多くの住民と共生できる地域社会の形成を目指します。
- パラスポーツ*の普及に努め、障がいのある人の健康増進と住民との交流により、地域共生社会*に向けた意識の醸成を図ります。

(1) 交流活動の促進

障がい者レクスポ大会やパラスポーツ等をはじめとした交流活動を支援し、障がいのある人の生きがいつくりや、幅広い住民との交流を促進します。

主な施策	施策の内容
レクリエーション活動の充実	○障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の社会参加し、地域との交流を図ります。
パラスポーツ*の推進	○「パラスポーツ*」を普及させることで障がいに対する住民理解、障がいのある人の社会参加と健康増進を図ります。

(2) 各種団体の支援

社会活動を支える障がい者団体の活動を支援するとともに、活動する人材の確保・養成に向けた取組を進めます。

主な施策	施策の内容
ボランティアの育成	○中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。
障がい者団体等の活動支援	○障がい者団体等の活動の推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。 ○障がい者団体等が行う事業について芦屋町障がい者等自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。
障がい者団体の連携支援	○町内の障がい者団体との情報共有を行い、団体間の連携を促進します。

【基本方針4】

適切な教育・療育を受けられる社会

4-1 教育の振興

【方針】

- 障がいのある児童・生徒の抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要とされています。障がいのある児童が特性に応じた教育を継続して受けられるよう、特別支援教育を中心とした教育機会や教育相談の充実を図ります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることない地域共生社会*の実現に向け、小中学生において障がいに対する理解を深める福祉教育を推進します。

(1) 福祉教育の充実

小・中学校の早い段階から障がいへの理解を促進するため、障がいについて学ぶ福祉教育等の推進に取り組みます。

主な施策	施策の内容
小中学校における福祉教育等の推進	○小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がいへの理解を深めます。

(2) 教育相談の充実

障がいのある児童・生徒の教育について保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校の連携を図る教育相談を充実します。

主な施策	施策の内容
教育相談の充実	○発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施します。

(3) 特別支援教育の充実

児童・生徒の一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じた適切な指導を行うため、個別の教育支援計画、指導計画に基づく適切かつ効果的な指導の充実を図ります。

主な施策	施策の内容
特別支援教育の充実	○芦屋町特別支援教育連携協議会により関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図ります。 ○「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。

4-2 障がいのある児童の療育支援

【方針】

○各種健診等の様々な機会を通じて、障がいを早期発見し、早期支援につなげるとともに、子育て支援センターや各保健・医療・教育機関と連携して、障がいのある児童とその家族への相談支援・情報提供の充実を図ります。

(1) 療育の支援

障がいの早期発見・早期支援により、障がいの軽減や自立の促進につなげます。また、保育所の障がい児保育に対する支援のほか、必要な療育支援に努めます。

主な施策	施策の内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○子育て世代包括支援センター関係機関との連携による情報交換・情報共有を行い、療育支援が必要な乳幼児の早期発見を図り、必要な支援へつなげます。○ほほえみ相談（ことばや発達の相談）を実施し、支援を必要とする幼児の早期発見を行うとともに、ほほえみ教室（親子発達教室）への参加を促進し、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組めます。
療育支援	<ul style="list-style-type: none">○町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配等を支援します。○保育所、幼稚園対象のすくすく発達相談、小・中学校対象の巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげます。

【基本方針5】

安全・安心に暮らせる社会

5-1 安全・安心な暮らしの実現

【方針】

- 障がいのある人が安全・安心に生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時には、障がいの特性に配慮した適切な情報提供や避難支援等、きめ細やかな対策を推進します。
- 障がいのある人がそれぞれの地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がいのある人に配慮した住環境・移動環境の整備、公共施設や道路交通環境のバリアフリー*化等により、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。

(1) 防災対策の推進

災害等に避難行動が難しい障がいのある人に対する関係機関と地域との連携による避難支援体制を整えるとともに、緊急時の情報発信・通報のできる情報手段を周知・活用します。

主な施策	施策の内容
緊急時の避難行動等の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿および個別計画の策定を支援するとともに、避難行動要支援者管理システムを活用し、支援体制の充実を図ります。○町内の障害福祉サービス事業所との連携により、災害時の福祉避難所の開設や要支援者の支援等の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施します。○防災士の育成等により、自主防災組織等による地域防災活動の強化を図ります。○ハザードマップ*の周知・活用により、住民の防災意識向上を図ります。
多様な情報手段による情報発信・通報の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">○戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、県の「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、緊急速報メール、各種防災情報手段を周知し、住民が災害時の情報をいつでもどこでも受信できる環境を整備します。

(2) 安全・安心な生活基盤の整備

障がいによって外出や活動が妨げられることがないように、道路や公共施設等におけるバリアフリー*化を推進するとともに、障がいのある人が安全に安心して暮らせるよう住環境の整備を進めることで、誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

主な施策	施策の内容
外出・移動の支援	<ul style="list-style-type: none">○体育施設やレジャープール等の利用料の障がい者割引を継続するとともに、割引制度の周知を行います。○「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、タウンバス、巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がいのある人の外出や移動を支援します。
道路・公共施設のバリアフリー*化の推進	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の安全な通行を確保するため、歩行困難な歩道について、必要に応じてバリアフリー*化や点字ブロックの設置を検討するとともに、県道などについては県へ働きかけます。○新設や既存施設の改修に合わせて、計画的に公共施設のバリアフリー*化を進めます。
住宅バリアフリー*化の推進	<ul style="list-style-type: none">○町営住宅においては、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づく改善や整備を行います。○一般住宅においては、障がいのある人の状況に応じた住環境の整備として、地域生活支援事業により住宅改修を支援します。

第 3 部 芦屋町障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の方針

「芦屋町障害福祉計画」（以下、「本計画」という）は、本町の障害福祉の基本計画である「芦屋町障害者計画」に対し、その実施計画として策定するもので、「芦屋町障害福祉計画」（以下、「前計画」という）が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向をふまえ、新たな計画を策定するものです。

なお、国の示す第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本理念は以下のとおりです。

【国の障害福祉計画、障害児福祉計画の基本理念】

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会*の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

第2章 国の基本指針に基づく目標値の設定

本計画では、国の計画での基本指針・成果目標をふまえ、障がいのある人の地域生活移行*や就労支援等に関する目標について、最終年度（令和8年度）における目標値を以下のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の目標をふまえた最小限の目標を設定するとともに、住まいへの移行ニーズに対応できるよう支援します。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

■町の目標

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数（A）	13人	令和4年度末時点の実績
【目標値】地域生活移行者数	1人	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所者数の6%以上を地域生活に移行
	7.7%	
【目標値】地域施設入所者の減少	1人	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所者数の5%以上削減
	7.7%減	
令和8年度末時点の施設入所者数	12人	

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築を目指すことが国の成果目標として掲げられています。

本町では、中間市・遠賀郡圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めています。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築

■町の目標

中間市・遠賀郡圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、支援体制を構築します。

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等*の充実

国の基本指針では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等*を確保するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築が求められています。

本町では、中間市・遠賀郡圏域で地域生活支援拠点等*を整備しており、今後は、その機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討を行います。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等*を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

■町の目標

中間市・遠賀郡圏域で地域生活支援拠点等*を1箇所確保しつつ、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の評価・検証を年1回以上実施します。

② 強度行動障がいのある人に対する支援体制の充実

国の新規の指針として、強度行動障がい*を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが求められており、中間市・遠賀郡圏域において検討を進めていきます。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・強度行動障がい*を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■町の目標

遠賀中間地域障がい者支援協議会を活用して、支援ニーズを把握のうえ、支援体制の整備に向けた取組を検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する人の目標値及び就労定着支援事業を利用する人の目標値を設定します。

① 一般就労への移行

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

・一般就労への移行者数：令和3年度末の実績の1.28倍以上

■町の目標

項目	数値	考え方
令和3年度末の一般就労への移行者数 (A)	2人	令和3年度末時点の実績
【目標値】一般就労への移行者数	3人 (A) × 1.5倍	令和8年度末までに (A) の実績の1.28倍以上を一般就労へ移行

② 就労移行支援

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

■町の目標

項目	数値	考え方
町内の就労移行支援事業所数 (B)	0事業所	令和3年度末時点の実績
【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1事業所 100%	計画期間中に新たに設置された場合を想定

③ 就労定着支援

【国の成果目標（令和 8 年度末の目標）】

- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上

■町の目標

項目	数値	考え方
令和 3 年度末の就労定着支援事業の利用者数（C）	0 人	令和 3 年度末時点の実績
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	1 人 (C) × 1.41 倍	就労定着支援事業所数（C）の 1.41 倍以上が利用

項目	数値	考え方
町内の就労定着支援事業所数（D）	0 事業所	令和 3 年度末時点の実績
【目標値】 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所	1 事業所 100%	計画期間中に新たに設置された場合を想定

（5）障がいのある児童支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*の設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）の推進

国の基本指針では、令和 8 年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターを 1 箇所以上設置するとともに、児童発達支援センター*や地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）を推進する体制を構築することを基本としています。

【国の成果目標（令和 8 年度末の目標）】

- ・ 児童発達支援センター*の設置：各市町村又は各圏域に 1 か所以上
- ・ 全市町村において、障がいのある児童の地域社会への参加・包容の（インクルージョン*）推進体制の構築

■町の目標

計画策定時において、中間市・遠賀郡圏域において児童発達支援センター*を 2 か所整備しており、このセンターを核に児童発達支援、保育所等の訪問支援サービス等の提供を継続します。

② 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村又は圏域に1か所以上

■町の目標

中間市・遠賀郡圏域において、主に重症心身障がいのある児童を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

・各市町村又は圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置

■町の目標

中間市・遠賀郡圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを複数人確保します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、各市町村又は圏域において、基幹相談支援センター*の設置、また、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めていくことを目標として掲げています。

本町を含む中間市・遠賀郡圏域には基幹相談支援センター*は未設置となっています。今後は相談支援事業のニーズが拡大することをふまえ、センターの確保の検討を含め、相談支援体制の強化を図っていきます。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・各市町村において、基幹相談支援センター*を設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

■町の目標

地域生活支援拠点等*の充実により、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を年1回以上行います。また、中間市・遠賀郡圏域における相談支援事業所の人材育成の支援を年1回以上、連携強化の取組を年2回以上実施します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が必要とするサービスを適切に提供していくための体制を市町村で構築することを掲げています。

本町では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加や障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を活用し、事業所や中間市・遠賀郡圏域の市町で共有する体制の構築に取り組めます。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

■町の目標

- ・県の実施する障害福祉サービス等に係る研修に職員が年1回以上参加します。
- ・障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や中間市・遠賀郡圏域の市町で共有する体制の構築に取り組めます。

第3章 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

本計画では、国の計画での成果指標をふまえ、障がいのある人の地域生活移行*や就労支援等に関する目標について、最終年度（令和8年度）における目標値を以下のように設定します。

1 障害福祉サービスの必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、自宅等を訪問し、日常生活上の介護等を行うサービスです。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護、調理、洗濯等のサービスを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	348	337	302	360	360	360
	人/月	24	23	23	25	25	25

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護を必要とする人が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 同行援護

移動が著しく困難な視覚障がいのある人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	43	52	49	55	55	55
	人/月	4	3	4	4	4	4

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

医療と常時介護を必要とする重度の障がいのある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援サービスとして、「短期入所」を提供します。

このほか、障がいのある人が自立した生活を送るために必要な「自立訓練」や、就労移行を促進するため、「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービスを提供します。

① 生活介護

常時介護が必要な人で、障がい支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。

事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活の支援や生産活動・創作的活動の機会の提供を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	684	715	643	720	720	720
	人/月	35	37	35	37	37	37

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人が対象となります。入浴、排せつ、食事等の生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	37	52	13	46	46	46
	人/月	4	2	1	2	2	2

④ 就労選択支援

障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント*の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日/月				20	30	30
	人/月				2	3	4

⑤ 就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象となります。一定期間、事業所における作業や企業における実習、適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	53	32	80	100	100	100
	人/月	3	2	4	5	5	5

⑥ 就労継続支援（A型）

一般の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づき継続的な就労が可能な人が対象となります。就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	136	175	196	299	322	345
	人/月	7	8	10	13	14	15

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援（A型）での就労が困難な人、また、就労移行支援を利用したが、雇用に結びつかなかった人などが対象となります。雇用契約は行わず、就労の機会や生産活動の場を提供し、就労に必要な知識の向上のために必要な訓練や支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日/月	674	656	698	780	800	810
	人/月	36	40	39	42	43	44

⑧ 就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により、生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2

⑨ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護が必要な人で、障がい支援区分5以上の重症心身障がい者等が対象となります。病院などへの入院による医学的管理の下、食事・入浴などの介護の提供、日常生活上の相談支援などを通して、身体能力や日常生活の維持、向上のために必要な介護、訓練等を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	4	4	4	3	3	3

⑩ 短期入所

居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人等が対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するもので、「福祉型」「医療型」の2種類があります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型短期入所	人日/月	64	63	83	45	45	45
	人/月	12	9	10	5	5	5
医療型短期入所	人日/月	5	6	10	15	15	15
	人/月	1	1	2	3	3	3

(3) 居住系サービス

障がいのある人の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設を提供します。また、施設に入所していた人などの地域生活を支援します。

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などに、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障がいや精神障がいのある人などに対して、家事等の日常生活上の支援や相談支援、関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	21	23	23	26	28	30

③ 施設入所支援

主に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を利用している人で、施設に入所している障がいのある人に対し、夜間等において入浴、排せつ及び食事の介護、生活に関する相談及び助言、そのほか必要な日常生活上の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	14	14	13	13	12	11

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを申請した障がいのある人に対して、サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用がなされるようケアマネジメントを行うとともに、入所施設や医療機関等と連携し、障がいのある人の意思決定や地域移行、自立に向けた支援を行います。

① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がいのある人を対象に、サービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに見直しを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	103	104	113	120	125	130

② 地域移行支援

福祉施設の入所者や精神科病院に長期入院している精神障がいのある人などに対し、地域生活に移行するための住居の確保等に関する相談や援助を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 障害児通所支援

障がいのある児童に対し、障害児通所支援により専門的な支援を行います。

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別教育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	88	102	100	90	108	126
	人/月	12	14	13	10	12	14

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練などを提供し、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	224	262	300	330	350	370
	人/月	26	23	30	34	37	40

④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、特別支援学校など、障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	2	14	5	16	16	16
	人/月	2	4	3	8	8	8

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(6) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画を作成します。通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/年	23	26	35	45	50	55

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

「地域生活支援事業」は、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて柔軟な事業形態で市町村が実施するものです。この「地域生活支援事業」には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で独自に実施することができる「任意事業（その他の事業）」があります。これらの事業に対し、必要見込量を示します。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいに対する理解を深める啓発等を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2

2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

芦屋町成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度*の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。また、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑤ 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣や設置をすることにより、聴覚や言語機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の意思疎通支援を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人／年	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子などの用具。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	2	0	1	1	1

2) 自立生活支援用具

障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援用具	件/年	6	0	1	2	2	2

3) 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅療養支援用具	件/年	3	1	2	2	2	2

4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がいのある人（児童）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	2	1	2	2	2

5) 排せつ管理支援用具

ストマ（人工肛門等）用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排せつ管理支援用具	件/年	344	367	378	400	412	418

6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がいのある人の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	1	1	1

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人／年	1	3	2	3	4	4
	時間／年	8	106	32	59	78	78

⑧ 地域活動支援センター

障がいのある人に対し、創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	5	5	5	5	5	5
	人／年 （町内）	0	0	0	1	1	1
	人／年 （町外）	3	3	3	3	3	3

※表に示す「町内」は町内の施設の利用者数。「町外」は町外（中間市・遠賀郡圏域）の施設の使用者数。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の活動支援や家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を実施します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人／年	1	0	1	1	1	1
	人日／年	8	0	4	6	6	6

② 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の身体の清潔保持や心身機能の維持を図るため、訪問により居宅において入浴及び入浴に伴う介護を行います。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人／年	0	0	0	1	1	1

③ 身体障がい者自動車改造費助成事業

上肢機能、下肢機能、体幹機能のいずれかの障がいにより身体障害者手帳の交付を受けた人を対象に、自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する費用の一部を補助することで、身体障がいのある人の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	件／年	0	1	0	1	1	1

第4部 計画の推進体制

第1章 計画の推進に向けて

(1) 庁内推進体制の充実

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、住宅、まちづくり等、庁内での連携のもとに推進していく必要があります。

このため、関連部署及び関連機関との協議・調整を行い、連携・協力体制を充実していきます。

(2) 住民の参画と協働による推進

本計画は、障がいのある人とともに暮らし、ともに支えあう地域共生社会*の実現をめざしています。このため、計画の推進には町だけでなく、障がいのある人やその家族、それを支えている個人や団体、事業所など多くの住民の協力と連携が必要です。

住民の参画と協働により計画を推進していくためには、本計画について住民に対し広く周知し、理解・支援への参画等の働きかけを行います。

第2章 計画の管理・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて遠賀中間地域障がい者支援協議会、芦屋町障害福祉計画推進委員会等による計画の評価検証や関係機関との協議により「計画(Plan)－実施・実行(Do)－点検・評価(Check)－処置・改善(Action)」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

■PDCA マネジメントサイクルに基づく計画の評価・点検

